

250-64

70-59

1096

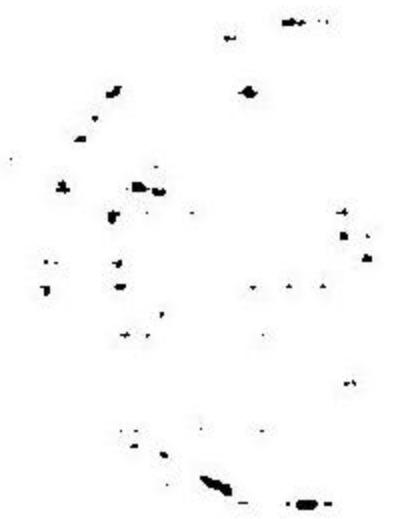
明治廿六年五月

曹洞宗史要

明教社刊行



孔



3

3

草书

草书

# 土曜寺塔

## 曹洞宗史要序

燕南燕北の辰細雨養花の日瓦然として誰室に坐す客  
あり来り問ふて巨く曹洞宗とい何れはけし文のけし流  
布の傳我其宗成續るるもと雖も然るも其の傳るるは  
の二三を以ては公の文を以て其の傳るるは其の傳るる  
こと久しきに及ぶるは其の傳るるは其の傳るるは其の  
續して今に及ぶるは其の傳るるは其の傳るるは其の  
部に傳るるは其の傳るるは其の傳るるは其の傳るるは  
本に傳るるは其の傳るるは其の傳るるは其の傳るるは  
國に傳るるは其の傳るるは其の傳るるは其の傳るるは  
の沙門勅爲承傳大備の事今問の事其の傳るるは其の

曹洞宗史要序

曹洞宗史要序

燕南鴻北の辰。細雨養花の日。兀然として禪室に坐す。客あり來り問ふて曰く。曹洞宗とハ何ぞ。曰く支那日本流布の佛教。其宗派頗る多しと雖も。禪宗及華嚴天台眞言の三宗を以て。四箇の大乗と稱し。蘭菊其美を擅にする。こと久し。中に就き其統を承ること最も正しく。聯綿相續し以て今に至る者。唯禪宗のみ然りとす。蓋し禪宗支那に傳ふるに及て。分れて五派と爲る。而して其中我日本に傳ふる者三。吾曹洞宗實に其一なり。何人か之を我國に傳へたる。曰く人皇八十五代後堀河天皇の朝。入宋の沙門勅諡承陽大師永平寺開山高祖道元禪師始て之

を開闢し。其曾孫勅諡弘徳圓明國師總持寺開山瑩山禪師承て之を擴張す。開宗以來年所を閲すること七百祀。寺院の全國に布設すること壹萬四千。僧侶を有すること幾んと三萬。檀信を有すること無慮八百萬。蓋し日本佛教各宗の中に於て。最も其隆盛を極むるの宗門なりとす。

曹洞宗の實體實用ハ如何。曰く教主釋尊の佛心印を單傳し。教主釋尊の佛行を行し。教主釋尊の佛化を布く。是れ曹洞宗の實體實用にして。亦兩祖の洪範一宗萬世の典憲とす。

佛心とハ何ぞ。曰く吾人の心体なり。蓋し吾人の心体たる。豎に無量の時間を貫通す。故に古今なし。横に無限の空間に充塞す。故に際涯なし。生ハ無生にして生。故に生即無生あり。滅ハ不滅にして滅。故に滅即不滅なり。去に去處なく來に來處なし。故に去來即無去來なり。本と長短方圓の形相なし。故に聖凡染淨の論量を絶す。動して天地の樞軸を旋轉し。止て絲毫の纖微に落在す。其神通や應變無礙。以て萬有を化成し。其妙用や活達圓轉。以て六合を經紀す。寂靜にして圓照することハ。月の澄潭に滉漾するか如く。靈妙にして清虚なることハ。花の枝上に開謝するか如し。眞の最上乘。善の最上乘。美の最上乘。亦企て及ふべからず。神といふ未し。聖といふ亦未し。物

の比倫に堪るなし。強て名けて佛心といふ。且く人情に隨順するのみ。

四

印とい何ぞ。曰く吾人の心体實に是の如しと雖も。毫髮の差天地懸隔し。智解情量妄りに迷悟苦樂を見る。教主釋尊慈悲落草。專ら之を開導醒覺せしむ。既に醒覺したる。十方三際山河大地天堂地獄自己に同契して。煩惱の厭ふべきなく。菩提の欣ふべきなく。迷悟生死是非得失苦樂昇沈。毫も吾事に關からず。木人月下に歌ひ。石女花前に舞ふ。日用光中任運に行持し。飢來れハ喫じ困し來れハ睡る。人無心にして道に合し。道無心にして人に合す。此際此時。吾人の心体即ち是れ釋尊の心体にして。釋

尊の心体即ち是れ吾人の心体なり。其狀恰も一月萬水に印し。萬水一月を印するか如し。而して千古不變萬世不改。喩を藉りて之を佛心印といふなり。教主釋尊ハ之を以て之を迦葉尊者に傳へ。迦葉尊者ハ之を以て之を阿難尊者に傳ふ。尊者の後二十六傳して達磨大師に至り。大師支那に來蘇して之を慧可大師に傳へ。又二十一傳して天童如淨禪師に至る。禪師乃ち之を我高祖承陽大師に傳ふ。大師之を本朝に傳光して後。其曾孫圓明國師を経て。乃兒乃孫流派浩渺枝條蕃衍。今日に至り其幾百千なることを知らず。

佛心印及其嗣承の系統ハ既に之を悉す。所謂單傳の法



六  
ハ如何。曰く此佛心印單傳の法たる。從上の佛祖より。今日  
の雲仍に至るまで。諸縁を抛捨し萬事を休罷して。只  
管打坐の王三昧に住じ。吾人の心体を實參實究し。師資  
針芥相投して證契即通し。師資面授面稟して二面裂破  
す。面々相對して師資一如なることハ。鏡々相照して中  
に影像なきか如く。心心相證して師資不二なることハ。  
子還て父に就くとき。父子相絶し言語道斷するか如し。  
佛々祖々乃至今日の雲仍に至るまで。如是に單傳し如  
是に相承す。道環して端なく。聯綿して絶へず。三世古今  
一貫に串却し。幾千萬人一位に歸入す。一燈傳へて萬燈  
に點す。萬燈即一燈なり。而して燈々曾て異光なく。一源

分れて萬派に注く。萬派即一源なり。而して派々臺も異  
水なし。佛心印の單傳。之を心に證するを宗義の相承と  
謂ひ。之を形に顯はすを法脈の相續と謂ふ。宗義の相承  
法脈の相續。是れ即ち佛祖の法壽慧命にして。即ち是れ  
曹洞宗の實體なり。曹洞の宗名も此實體の反影のみ。七  
百年の興隆も此實體の反影のみ。永平總持の兩本山も  
此實體の反影のみ。壹萬四千の末派寺院も此實體の反  
影のみ。三萬の僧衆も此實體の反影のみ。八百萬の檀信  
も此實體の反影のみ。

曹洞宗の實體是の如く其れ神聖よして。其反影是の如  
く其れ至美なり。而して近日の形狀紛紜錯雜。局外より

之を傍觀すれば。修羅の慘劇を演ずるか如きは。何ぞや。八  
曰く此紛紜錯雜は。其實体の神聖なるに起原し。其反影  
の至美なるに因由す。蓋し法盛にして弊生し。弊生して  
法衰ふ。輓近宗門に破和合の匪徒出づ。一意に自己の非  
望を遂成せしめんと欲し。東譎西詐。他の佛行を行し佛  
化を布くの僧衆を魔魅して。振古絶無の異圖を企畫し。  
徒らに反影の末尾を捕捉せんと欲し。實體の本源に向  
て妄りに破壊を試み。或は承陽高祖を日本の宗祖に非  
すと妄議し。或は承陽高祖と圓明太祖とは立教開宗の  
主義を異にすと臆斷し。其甚しきに至りては。圓明太祖  
の法流を汲みたる兒孫及其開きたる寺院を以て。自己

の專有と冒認し。従て曹洞の宗名をも自己の專有と冒  
認し。其愈々甚しきに至ては。圓明太祖の法流を驅て承  
陽高祖の聖廟に背反せしめ。遂に承陽高祖を逐て宗門  
以外に擯出するに非ざるかと疑はしむ。是に於て乎神  
聖實體の保護者。至美反影の維持者は。到處に電激風發  
して。死を視る歸するか如く。東西義旗を擧げ。以て宗門  
の大難に赴き。彼れ破和合の匪徒と衝を中原に争ひ。彼  
れ破和合の匪徒をして回光返照せしめんと欲す。是れ  
紛紜錯雜結んで解けざる所以なり。而して局外者は武  
侯曹瞞同一之を視。李郭安史毫も甄別する所なし。君子  
ハ之を取らず。

昔者漢高王業を創めて文帝之を守成し。東照霸圖を開きて大猷之を守成す。而して文帝の功漢高に譲らす。大猷の徳東照に駢ふ。承陽高祖丕基を開創して圓明太祖光緒を紹隆す。高祖の鴻業ハ太祖の賛襄に依りて恢弘し。太祖の偉績ハ高祖の遺烈を續きて流芳す。此祖にして此孫あり。此孫にして此祖あり。乃祖乃孫其美を雙濟す。是れ曹洞宗の今日に興隆相續し來る所以なり。然り而して彼れ破和合の匪徒ハ漢家の王業を以て専ら文帝の功に歸し。徳川氏の霸圖を以て偏に大猷の徳と稱す。漢高東照ハ固より之を意とせざるべきも。天地の綱常。家國の彝倫。果して樹立することを得るか。而して此

綱常を歎り彝倫を紊る者。其身を問ハ佛祖の慧命を相續するの大任を負ひ。其職を問ハ國家の風教を維持するの責務を有す。而して其言其行彼の如し。佛祖未だ冥罰を降さず。國家未だ制裁を施さざるハ。蓋し彼れ匪徒の業障罪惡。尙ほ未だ消滅せざるに坐するなり。嗚呼彼等匪徒の不幸。亦實に曹洞宗の不幸と謂はざるべからず。

若し夫れ曹洞宗の實用に至りてハ。宗門深く自ら任ずる所あり。國家亦深く須つ所あるなり。而して今や洞水逆流怒濤地を捲き狂瀾天を拍つ。舟舶を運載せずして却て將に舟舶を覆没せんとするか如し。然りと雖。江海

何の處にか怒濤狂瀾あるを以て江海の實用を捨るは未だ俱に水波の實際を語るべからず。水波畢竟是れ同か是れ別か。唯此虚空針を掛けず。還て會すや又無しや。客唯々として退く。偶曹洞宗史要刻成る。乃ち之を録して以て序に代ふ。

明治二十六年四月上浣東京紫坡の僑居に於て

周南 大聲道人 黙地謹て撰す

曹洞宗史要

目次

第壹編	序説	一丁
第貳編	宗源	
第壹章	印度相承	十丁
第貳章	支那相承	十六丁
第參編	宗統	
第壹章	前紀	三十一丁
第貳章	正傳	三十四丁
第參章	宗義	五十八丁
第肆章	嗣續	六十九丁
第肆編	寺院	

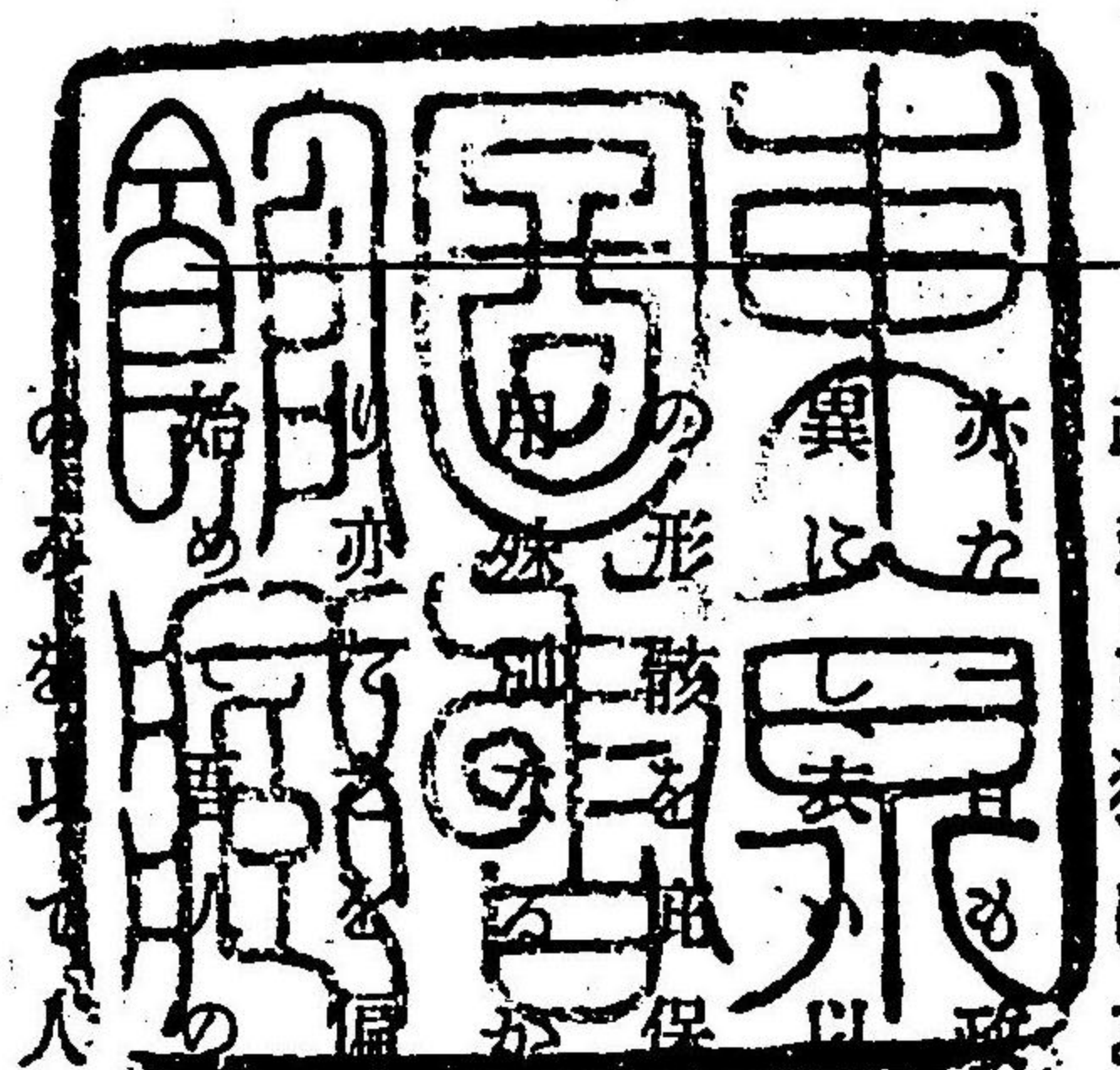
第壹章	創建.....	八十四丁
第二章	本山.....	九十丁
第三章	出世道場.....	百二十二丁
第四章	法幢地.....	百三十六丁
第五章	諸寺院.....	百四十四丁
第五編 僧侶		
第壹章	得度入衆.....	百五十丁
第二章	立身圖續.....	百五十三丁
第三章	住職轉衣.....	百五十五丁
第四章	結制.....	百五十八丁
第六編 宗政		
第壹章	古代.....	百六十三丁

第二章	中世.....	百六十七丁
第三章	今時.....	百七十一丁

曹洞宗史要

橘翁 麻時舌溪著

第一編 序説



政教の猶は衣食の如き歟、人生一日も衣食なかる可からず、  
 亦た異に表れ、以て吾人を外護し、食の以て吾人を内養す、政法  
 の形骸を保障し、教法の心魂を涵養する亦た復た爾り、其體  
 用殊別の如か、故よ之を混淆すへうらす、共に吾人に必須な  
 廢すへからず、必らずや相待ち相資けて以て  
 生存を全たうすへきなり、夫れ人誰れか形骸  
 の本を以て人たることを得る者あらんや、必らずや心魂具  
 足して而して始めて人たることを得へきなり、若し夫れ形

骸のみを以て足れりとせば木偶塑像も亦皆人たらん、然れども世遂之を以て人と爲さざる者、未だ曾て心魂を具足せさればなり、吾人既ニ形骸あり而して心魂亦た具はる、是れ真に人の人たる所以にして、政教の必要も亦た實に此に在て存す、

政治法律の能く形骸を庇保し且つ制裁することを得ると雖、決して心魂も及ぶこと能はずと云ふ、則ち古今内外政法の定義、誰れか復た異議を容るゝを得ん、而るに吾人苟くも心魂にして形骸を謝すること有らんか、之を名けて死と謂ふ、死者尙ほ形骸の遺存する有り、雖も、既に心魂なきの形骸の政治法律復た之を如何ともすること能はず、果して然らば政治法律の上より之を見るも、猶ほ心魂の本として

而して形骸の未なることを知る、其れ然り政治法律の唯其末を治めて而して未だ其本に達すること能はざる者なり、如何ぞ單に政治法律の發達をのみ是れ謀りて、而して宗教を苟且に附すへき者ならんや、古に曰く其本亂れて未治まる者、未だ之あらずと、誠なるかな言や、

我國昔の政教俱にかたから惟神の道と稱す、天然の性行固より修治を假らず、敢て言論を以て之を詮顯すること無し、世下りて人心惟れ危く時機漸く變ず、支那三韓の交際開くるに及て、彼れの文物取て以て我か政を補弱せしむ、豈亦た彼れの眞乘を傳へて以て、我か教を翼賛せしめざる可けんや、推古天皇の朝始めて憲法を發布して以て政教の基礎を確定し、孝德天皇の朝更に之を擴張して以て百世の規模を垂れたる

所以なり、爾來歷朝八十餘代、星霜一千數百年、其政況や時として王霸隆替の迹なきに非すと雖も、能く其國體を維持して以て毫髮はかりも外侮を蒙むりたること無き、古今一貫萬邦無比と稱する所なり、又其政風の如きに至りても時として南都西京大小頓漸の交謝なきに非すと雖も、悉く皆釋迦一佛の遺教、君民均しく之を奉じて其德義を一にし以て其國性を養ふこと、亦た古今一貫萬邦無比と稱ふべきあり、

故に我國に在ては、古來國家の爲めに尤も其力を盡して而して尤も其功あるの君臣は、皆必らず佛教篤信の人ならざるの無し、今試みに其二三を列擧せし、君主に在ては、天智、桓武、宇多、醍醐、後三條、後醍醐等の如き、臣下に在ては、鎌足、清麻呂、道真、匡房、重盛、泰時、正成、義貞、秀吉、家康等の如き、皆是れ篤く佛教を尊信して以て其德性を涵養したるの事蹟、左甚

た多しと爲す、其他文藝美術の如き概ね佛教の感化に成りたるの固より論なく、軍陣兵戰の道に於ても信玄、謙信等の如き者あり、甚きは田園道路の開拓に至るまで其往古を原ぬれは、都て佛教の力與りて其多きに居る、況や我が國體の精華たる忠孝の道の如きに至ては、佛教の感化實に能く其神髓に入りたること、彼の小松内大臣が其父平相國入道を苦諫するに當りて、專はら佛教四恩の洪範を以て君臣父子の大義を稱説したるの一事を見ても、尙は其感化の力甚た偉大なるを知るべきなり、

近世に至るに及て、神儒の學稍や士林の間に行なはれ、其説



を以て佛教を排せんと欲する者往々輩出し、我國從來一千  
數百年間君民均しく奉して其徳を一にしたる所の根柢を  
攪亂し、之に加ふるも外國の強迫を以てして、人心ますく  
動轉するの時に當り、忽ちに新府を倒し封建を廢し以て皇  
政復古の大業を成すを得たるの、實も千載一時の奇遇なり  
と雖も、爾來人心の狂躁ますく、激を加へ遂に未だ之を收  
攬すること能はず、之に乗するに外學異教蒸蕪交錯し、民情  
紛亂して徳義地を掃ひ、法網いよく密よして罪戾ますく  
多く、君子國の國性はほとんど將に滅裂に至らんとす、是に於  
て世の國性を重んじし民情を察するの士は、頻りに徳義涵養  
の道を求むるに急なりと雖も、我國從前一千數百年來君臣  
均しく奉して其徳を一にしたる所の佛教の如きは、久しく

其講究を欠却したるか爲めに、今にして遂に其梗概を知る  
に由なきを困しみ、簡略にして其綱要を提示したるの書を  
要すること亦た切なり、蓋し之を譬ふるに猶は久しく食餌  
を廢して東奔西走に疲れたる者、漸く將に飢渴よ迫りて其  
身體衰弱せんとするを知り、始めて遽かに飲食を求むるよ  
急なるか如し、嗚呼幸にして早く之を求むることを知れり、  
庶幾くは復た衣食完備して以て人の人たる所以に背かさ  
るを得ん、

我國佛教昔は宗派の別なし、大小の二乘、頓漸の二教、互ひに  
相雜糅して以て宣布す、寧樂の盛んなるも及て始めて宗名  
を立る者六、華嚴、法相、三論、律、俱舍、成實なり、之を南都の六宗  
と稱す、平安遷都の後に至て眞言天台起り、鎌倉の初めも當

りて淨土宗起り、尋て禪宗勃興す、之に次く者を眞宗日蓮宗とす、乃ち現今宗名を立る者十二、派を分つこと三十餘、悉く皆大乘圓頓の法門にして、一も小乘漸修の徑路なし、蓋し釋迦如來初めて其法を説くや、自から宣言して曰く病は應して藥を與ふる者なりと、又其布教の範を垂れて曰く能く人處時を量れど、乃ち衆生の煩惱業病千差萬別あるか故に、之に應するの藥劑、また千差萬別ならざる可からず、大小頓漸禪淨顯密等の處法類別する所以なり、然れども其一切衆生をして十全健康の人たらしむるに至ては其揆一なり、人處時との何ぞ、其教を受る所の人ど、其教を布く所の處ど、其教を施す所の時となり、乃ち佛教の印度支那に於るや、皆其印度支那の人處時に相應せじめて而して之を弘宣す、傳へて

我國は入るに及びて、亦た自から大八洲の大和民族は相應せしめ、且つ時勢の變遷も隨て諸宗各派自から其趣を異にす、然れども悉く皆自利利他圓滿の最上乘ならざるは無し、譬へば猶ほ三冬九夏、時と共に其衣服を更ると雖も、四肢五官終始同一身體なるか如し、我國開國以來保元平治の際に至るまで無慮一千數百年、時に多少の憂患なきに非すと雖も、概ね皆一時の動搖未だ嘗て國體の精華を紊りたる者あらず、一たひ源平の爭亂ありてより以後、君臣父子相戦ひ兄弟朋友相殺し、倫理壞れ道義廢す、嗚呼其病熱是の如く甚きに至りて、尋常温補の藥餌また其効を見ること能はず、是よ於てか我が宗祖承陽大師、華胄台補の家を棄て、止觀遮那の業を擲ち、海に航して師

を求め、遂に釋迦牟尼佛第五十一世の嫡嗣として、教外別傳  
不立文字直指人心見性成佛の正法を傳承し、歸朝して其法  
を武將以下高等なる民間に弘通したる者、之を我が曹洞宗  
と爲す、實に是れ純一無雜の劇劑、佛祖帳中の最大秘妙、今  
世の謂ゆる平民的にして而して高等なる者に授するの良  
藥、蓋し之に過ぎたるもの無し、今其系統及び沿革を記述して  
以て彼の簡略にして綱要を提示したるの書を要する人の  
需めに應ずるもの、乃ち吾人其法流を汲む者の自から任すへ  
き所なりとす、則ち是れ此書の仍て起る所の原因なりとす、

## 第二編 宗源

### 第壹章 印度相承

教外別傳の四字、能く本宗の根源を詮顯す、蓋し釋迦世尊端

坐正修六年の後、臘八破曉寒風凜烈の間、一點の明星赫とし  
て東天に上るを瞥見し、啞然として十方虚空を吞却せしよ  
り以降、華嚴、阿含、方等、般若、法華等の五時八教、橫說豎說幾と  
五十年、機に應し感に赴きて之を吐出し、接化無量八萬の大  
衆と稱すると雖も、未だ嘗て一人も其神髓を附屬すへき者  
あらず、時に大梵天王あり、靈山に來詣して恭く世尊の兩足  
を禮拜し、一莖の金波羅華を進獻して、衆の爲めに說法せん  
ことを請ふ、世尊乃ち座に登り、唯其華を拈弄して而して一  
辭の示教も及ぶ無し、大衆皆其何の故たるを知らず、獨り摩  
訶迦葉尊者のみありて、喙然として破顏微笑す、世尊曰く吾  
も正法眼藏涅槃妙心實相無相微妙の法門あり、今以て摩訶  
迦葉に附屬す、汝應さに善く之を護持すへしと、又一瓶の金

襴袈裟を取て之に度與し、以て其信と爲す、是れ其世尊生平  
 言教の外、更に別と傳ふる所ありと謂ふ所以なり、是又於て  
 摩訶迦葉を以て本宗印度相承の初祖と爲す、  
 後來、阿難陀尊者、摩訶迦葉に問ふて曰く、世尊金襴衣を投く  
 るの外、別と這の何の法をか傳ふ、迦葉乃ち阿難と召す、阿難  
 應諾す、迦葉曰く、門前の刹竿を倒却せよ、阿難言下り大悟す、  
 是に於てか阿難陀始めて第二祖たることを得たり、  
 第三祖商那和修、第四祖優婆鞠多、第五祖提多迦、第六祖彌遮  
 迦、第七祖婆須密多、第八祖佛駄難提、第九祖伏駄密多、第十祖  
 婆梨斯婆、第十一祖富那夜奢、第十二祖阿那菩底、馬鳴、第十三  
 祖迦里摩羅、第十四祖那伽闍刺樹那、龍樹、第十五祖迦那提婆、  
 第十六祖羅喉羅多、第十七祖僧伽難提、第十八祖迦耶舍多、第

十九祖鳩摩羅多、第二十祖闍夜多、第二十一祖婆修盤頭、天親、  
 第二十二祖摩拏羅、第二十三祖鶴勒那、第二十四祖師子菩提、  
 第二十五祖婆舍斯多、第二十六祖不如密多、第二十七祖般若  
 多羅、以上二十七代、一師一資嫡々相承、心を以て心に傳ふ、猶  
 は一瓶の水を一瓶に瀉くか如く、未だ嘗て涓滴も他へ漏さ  
 ず、法壽慧命繼續不斷なる之を本宗印度の相承と爲す、  
 按するに世尊初めて娑婆世界へ降臨したまふや、即時も  
 周行七步して、一指は天を指し、一指は地を指し、朗かよ唱  
 へて曰く、天上天下唯我獨尊と、是れ這の行爲、是れ這の言  
 辭、豈謂ゆる尋常教相の能く判断し得へき者ならんや、誠  
 に是れ直指單傳の破天荒、後來雲門大師此一段の因縁を  
 拈弄して曰く、老僧當時若し在らば一棒も打殺して狗子

に與へて映せしめたらんよと、我が日本高祖第六世の法孫大智祖繼更に之れを拈して曰く、瞿曇の白拈賊を活捉して雲門の一棒妄りに行せすと、同工異曲皆以て祖門公案の第一義と爲す所以なり、又世尊端坐六年の後、破曉一點の明星を瞥見して、脱然として無上正覺を成したまふ、此一段の因縁豈謂ゆる尋常教相の能く判断し得へき者ならんや、端坐六年畢竟何の修行と、一點の明星畢竟何の法をか説く、是れ實に我が佛教根起の機縁よして而して全く祖門修證の職由する所なり、故に教家よ在ては未だ嘗て臘八成道の法會を修する者あらずと雖も、我が宗に在ては古來特よ此會を重んずる所以の者亦た實に此よ在て存す、然るよ傍人往々是等映緊肝要の處よ着眼せず、

漫に拈華微笑の一事のみを捉へて以て妄疑を教外別傳よ容れ、甚しきは大梵天王問佛決疑經の眞偽を論評して、以て直指の相承を批難せんと欲する者あるに至る、蓋し佛法の起盡を詳かにせざるの致す所、頗ふる感笑に堪えざる者なり、衝に祖門に當る者、豈亦た之を審細よせざる可けんや、

又按するに支那の教家者流、輒もすれば我が祖宗を誣ひて、印度の相承第二十四祖に至て斷絶すと曰ふ者あり、蓋し曇曜の付法藏傳其虛を吠え、天台の摩訶止觀これを實と傳へたるに因由す、然れども其謬妄を正し其眞實を顯はしたるもの、支那に在ては契嵩(明教大師)の正宗記正宗論、我が日本に在ては卍山の祖系考略、皆具さよ辨明して

餘蘊なし、稽古の志あらん人は必らず就て之を覽るべきなり、抑も支那に在ては天台これを書に筆したるか故に、彼宗の徒尤も多く此謬妄を喧傳したりと雖も、我が日本に在ては彼宗の高祖最澄(傳教大師)少林曹谿相承の心印を傳持して血脈譜を作り、又其徒光定、一心戒文を著はして、俱に二十八祖を列せり、是に於てか復た更に異議を此間に容るゝ者あることなし、然りと雖も苟くも譜脈を祖門に稟る者、亦た其顛末を知らずんはあるへからず、贅するも一言を以てする所以なり

## 第二章 支那相承

直指人心見性成佛といひ、圓覺大師支那傳道の初に於て、先づ宣言開示する所、寔に能く別傳の端的を表明する者なり、蓋

し印度相承の第二十七祖般若多羅尊者、東印度を去りて往て南印度を化す、時より南印度の國王を香至と稱す、三子あり其第三を菩提達磨と曰ふ、父王殂するに及て出家し、二十七祖の室に投して専はら禪定を修し、遂に第二十八代の祖位を嗣く、般若多羅豫言して曰く汝我が滅後六十七歳を経て、應に支那に赴き大器を接すべしと、既にして時至り山海を跋渉すること三年、支那梁の普通元年を以て武帝に謁す、武帝佛教を信奉すること尙しと雖も、只教迹に滯りて未だ具乘を會せず、達磨拂袖して江を渡り、魏に往き、嵩山の少林寺に幽棲すること九年、只壁に面して坐定するのみ、蓋し待つことある者の如し、爰より武牢姬氏の子、名は神光と曰ふ者あり、初め孔老を學ひ後に出家して教乘を習ふ、超然として自

得する所ありと雖も、心事未だ穩かならざる者あり、乃ち其  
 訣を達磨より得んと欲して、特々嵩山に登る、時に大通二年臘  
 月九日なり、既に到りて入室を請ふ、達磨應諾せず、神光窓  
 前に立ちて復た一步を助せず、日暮れ夜深くして、積雪腰を  
 埋め、寒氣骨に徹し、滴涙も亦た氷凍す、夜已に明るも垂んと  
 して、達磨始めて一語を發す、曰く汝久しく雪中に立つ何の  
 求むる所か有る、神光曰く唯願くは和尚慈悲甘露の法門を  
 開きて廣く群生を度したまへ、達磨曰く諸佛の無上道は曠  
 劫精勤して、能く行ひ難きを行ひ、能く忍ひ難きを忍ひ、而し  
 て後よ之を證することを得へし、豈小智小徳慢心輕心を以  
 て眞乘を冀ふべき者ならんやと、言ひ畢りて又願門せず、神  
 光慈誨を聞て感涙禁し難く、求道の志愈切なり、竊も携る所

の利刀を執て自から左臂を斷し、以て道の爲めよ身を棄る  
 の意を表す、達磨是れ眞の法器なりと知りて、乃ち入室を許  
 す、神光曰く我心未だ安からず、願はくは我が爲めよ安心せ  
 しめたまへ、達磨曰く、心を持ち來れ汝か爲めに之を安んせ  
 ん、神光曰く心を求むるに不可得、達磨曰く我れ汝か爲めに  
 安心し畢ると、祖々相承の衣鉢を以て之よ附屬す、是に於て  
 か達磨遙かに江海を渡りて西來し、更よ九回の星霜を山嶽  
 の面壁よ經過したるの能事畢れり、即ち是れ菩提達磨は、印  
 度の第二十八祖なりと雖ども、更よ支那の第一祖として、五  
 家七派皆之を宗とする所以なり、第一祖、梁の中大通元年己  
 酉十月五日寂す、時年一百五十、唐の代宗、勅して圓覺大師と  
 諡す、支那第二祖、勅諡太祖正宗普覺大師、神光慧可、已に内に

は法印を傳へて證心と契ひ、外は袈裟を受けて以て宗旨を定めしより以降、唯速かに其嗣承の大器を得んことをのみ希ひ、遂に僧璨を得て之より衣法を附す、爾後三十年、跡を世俗に混して、出沒定相なく、隋の開皇十三年三月十六日、辨和法師の讒讒に依り、難に死して宿債を償へり、第三祖(勅諭慧智大師)僧璨、亦た二祖の附屬を受けしより後、跡を皖公山に晦まして、法難を避くること十年、始めて門人道信を接し得て之に衣法を傳へ、信心銘一篇を著はして世に示す、本宗を窺はんと欲する者、先づ應に此篇を玩索すへきなり、第四祖(勅諭大醫禪師)道信、能く祖風を續き、常坐不臥六十年、唐の太宗、詔して宮に入らしむ、師固辭すること三回、其四回も及て太宗使臣に命じて曰く、若し果して起たすんば即ち首を取

り來れ、使臣到りて旨を諭す、師頸を引て乃に就かんとす、神色儼然得て奪ふへからず、使臣驚嘆具狀して以て奏聞す、太宗愈歎慕して其志を遂けしむ、第五祖(勅諭大滿禪師)弘忍、四祖の傳附を得て、化を黃梅山に揚ぐ、慧能を確坊に接して密かに衣法を授く、又門下に神秀と云へるあり、學内外に通して七百餘僧の上座たり、是れ正統に非すと雖も、亦た一方の祖位と爲す、世に之を北宗と稱す、故に亦た慧能の正傳を稱して南宗と曰ふ、

第六祖(印度以來相承嫡傳第三十三祖)慧能、姓の盧氏、家極めて貧寒、樵采して母を養ふ、一日薪を負ふて市に入り、客の金剛經を誦して「應無所住而生其心」と云ふを聞て、豁然として感悟す、遽に母に告げて師を尋ね、黃梅に詣りて五祖に謁す、



祖命して碓坊に入らしむ、師杵臼の間に服勞すること八月、晝夜息むことなし、祖已に附授の時至れるを知りて、衆に告げて曰く「正法の解し難し、徒らに吾言を記持して何かせん、各自隨意に一偈を述べて所悟を通せよ、若し能く冥符することあらば、佛祖の衣法皆其人に附授せんと、時に神秀上座一偈を南廊の壁間に書して曰く「身是菩提樹、心如明鏡臺、時々勤拂拭、勿使惹塵埃」、五祖之を見て曰く「後代之に依て修行せし亦た勝果を得んと、衆多く之を吟誦す、時に師の尙ほ碓坊に在り、人の其偈を誦するを聞て曰く「美なること、則ち美なり、了すること、則ち未だ了せず、師夜よ至て一偈を神秀が偈の側に書す曰く「菩提本非樹、明鏡亦非臺、本來無一物、何處惹塵埃」、五祖之を見て竊かに碓坊に到り問て曰く「米白ま

れりや否や、師曰く「白まれりと雖も未だ篩はす、祖杖を以て臼を打つこと三下す、師笑中の米を篩ふこと三回、是に於て五祖命して入室せしめ、衣法を師に傳へ、且つ論して跡を尋まざしむ、師已に黃梅を去て四縣に到り、獵奴の中に隱る、こと十年、後に曹谿山寶林寺に止住して盛に人を度す、門人其法語を録して法寶壇經と曰ふ、嗣法相承の弟子二人、一を青原行思と曰ひ、一を南嶽懷讓と曰ふ、南嶽之を馬祖に傳へ、馬祖之を百丈と傳へ、百丈之を黃檗と傳へ、黃檗之を臨濟に傳ふ、臨濟宗の祖と爲す、

第七祖(勅諡弘濟大師)行思、久しく曹谿を參して、法を六祖より嗣く、時に六祖示して曰く「從前衣法雙へ傳ふ、蓋し衣の以て信を表し、法は以て心を印す、吾今は既に人を得たり、何を信

せられさらん、況や衣は是れ後代評論の端なるへし、故に今より衣は留めて山門を鎖せんと、既にして師は吉州の青原山静居寺に住して祖風を煽揚す、其嗣を第八祖(勅諭無際大師)希遷と曰ふ、天寶年間衡山の南寺に往き、石上に茅庵を結て居る、時又石頭和尚と稱す、參同契一篇を著はして祖宗を開闡す、第九祖(勅諭弘道大師)惟儼、初め石頭に參し、其指示に依て馬祖(南嶽の嗣)を見え、復た其願命を得て石頭を闢く、漢州の藥山に住して化門甚た盛なり、雲巖道吾、船子高沙彌(居士には李翱公等)の如き傑出の門人多し、中に就く第十祖(勅諭無住大師)曇晟、雲巖に住するか故に雲巖和尚と稱す、師亦た曾て百丈を參すること二十年、因縁契はすして藥山に歸り、幾ばくも無くして祖位を嗣ぐことを得たり、師の門下は

不世出の人を出だせり、之を印度以來相承續傳の第三十八祖、謂ゆる曹洞宗の初祖是なり、  
 第十一祖(勅諭悟本大師)洞山良价、世姓は會稽念氏の子、年二十一、嵩山に登りて具足戒を受く、遊方して南泉潯山二老に歴參し、遂に雲巖に到る、第十祖の提撕を得て大に心事を究明す、或時水を過て影を覩、豁然として大悟す、偈あり曰く、  
 切忌從他覓、迢々與我疎、我今獨自往、處處得逢渠、渠今正是我、我今不是渠、應須恁麼會、方得契如如、是に於てか一生參學の事畢る、初め新豐山に於て化を揚げ、後に豫章高安の洞山に住す、本宗を洞上と曰ひ曹洞と稱す、皆之に本づく、蓋し曹洞曹谿(六祖慧能大師の居所)を指す、即ち曹谿の嫡傳、洞山の門下、世人之を稱して曹洞宗と呼べりと云ふ、師の人を接する

や、五位を設けて三疊を成し、一位を推して十成を思ひ、家風  
峻峻にして綿密、評する者の曰く、玉顔看る無く黄閣麗下る、  
寶車碾らす紫痕若生するの曹洞宗なりと、其尊嚴にして幽  
邃なる知るべきのみ、師の遺著に寶鏡三昧歌一篇あり、石頭  
の參同契と併せて、以て本宗の寶典となす、又五位説あり五  
家七派概ね證を之に取る、門下に二大士あり、一を雲居道膺  
と曰ひ、一を曹山本寂と曰ふ、曹山の化風一時隆盛と稱す、而  
して今の傳はらず、惜い哉、

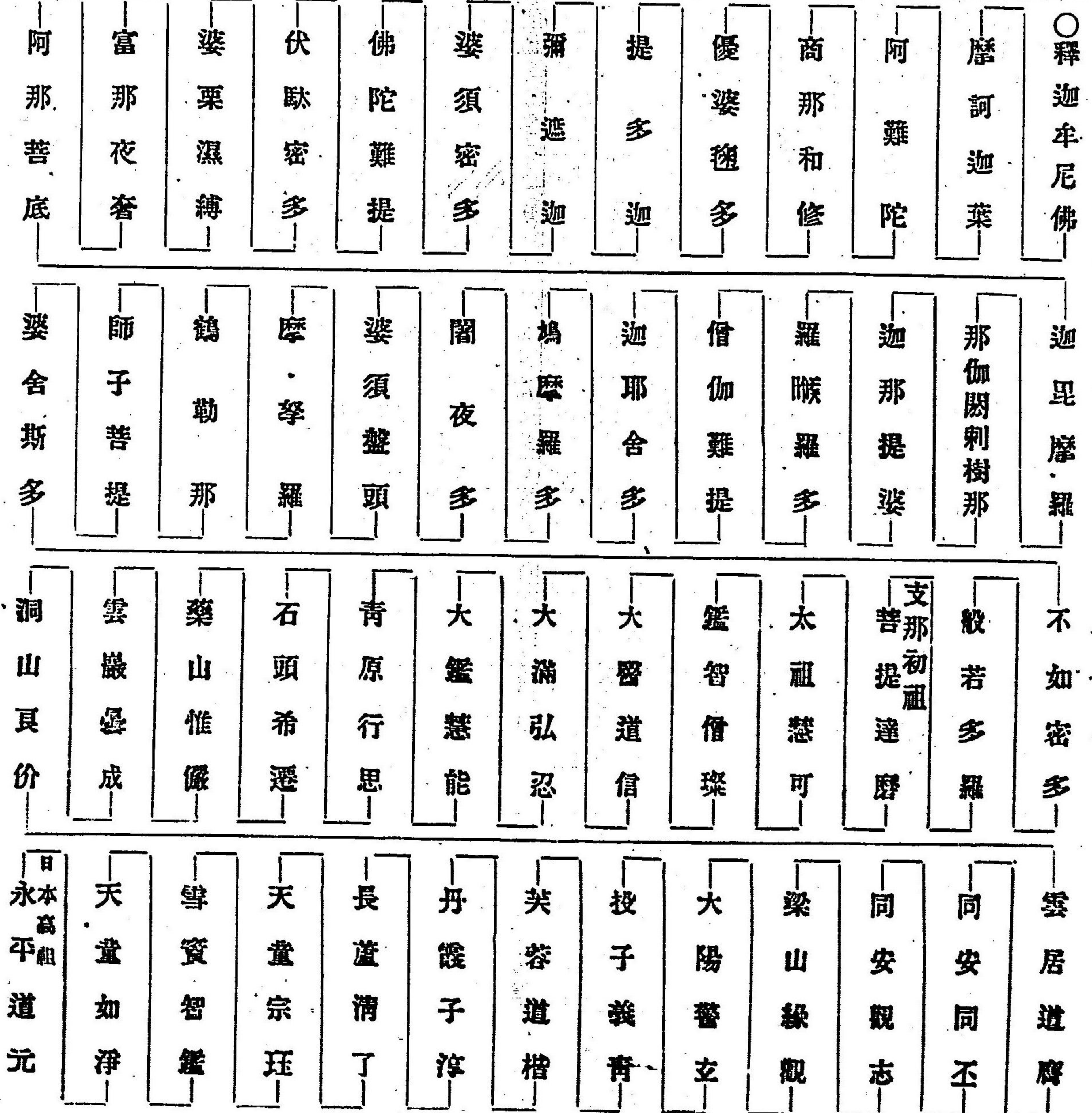
第十二祖(勅諭弘覺大師)雲居道膺、第十三祖同安道丕、第十四  
祖同安觀志、第十五祖梁山緣觀、第十六祖大陽警玄、第十七祖  
授子義青、第十八祖芙蓉道楷、第十九祖丹霞子淳、續焰聯燈  
も異轍なし、丹霞に二高弟あり、一を眞歇清了と曰ひ、一を天

童正覺(勅諭宏智禪師)と曰ふ、正覺も頌古百則、默照銘、坐禪  
等の著あり、盛んよ曹洞綿密の祖風を擧揚して時弊を救ふ、  
亦た一代の麟鳳と稱すへし、眞歇清了の即ち第二十祖なり、  
宋の建炎中、育王山に住し又經山に遷り、信心銘拈古を著は  
して祖宗を彰はし後昆に貽す、第二十一祖天童宗珙、第二十  
二祖雪竇智鑑、智鑑の嫡嗣を天童如淨とす、  
第二十三祖(印度以來相承嫡傳第五十祖)諱の如淨、長翁と號  
す、越州の人なり、法を雪竇に得てより、淨慧に住し瑞巖も遷  
り遂に天童山太白峯景德禪寺に主たり、深く當時僧風の類  
敗せるを慷慨し、嘉定皇帝勅して紫衣師號を賜われとも固  
辞えて受けず、只打坐を勤めて常に人に示えて曰く、燒香禮  
拜念佛修懺看經をも用ゐず、祇管よ打坐して參禪辨道せよ

と、寶慶元年日本求法の沙門道元を得て之に法を附し、且つ  
嗣書及芙蓉所傳の信衣を授け、紹定元年を以て寂を示す、南  
谷庵よ塔す、

按するに本宗の化儀、支那相承よ至りて別に一機軸を出  
たし、他の教家者流の未だ嘗て親見せざる所の特色を顯  
はしたる者あり、即ち詩歌を以て宗乘を擧揚すること忌  
なり、夫れ印度に在ては伽陀を以て十二分教の一と爲す、  
而して伽陀は、即ち印度の詩歌なるときは、則ち支那に在  
ては支那の詩歌を以て法教を唱導する固より其所なり  
と雖も、往時は唯梵本の伽陀を譯するに五七言等の語句  
を以てしたるに過ぎず、未だ嘗て専ら翻譯を以て自己所  
得の法門を唱導したる者あらず、初祖西來するに及て、始

佛祖法脈相承系圖



(永平高祖以下其法流の法脈相承系圖は第三篇第二章の下に掲ぐ)

めて五言四句の韻語あり曰く、「吾本來<sub>三</sub>此土<sub>二</sub>、傳<sub>レ</sub>法<sub>ヲ</sub>救<sub>フ</sub>迷情<sub>一</sub>、  
一華開<sub>二</sub>五葉<sub>一</sub>、結果自然<sub>三</sub>成<sub>二</sub>、」三祖更に四言長篇の韻文を以て  
信心銘を著はし、六祖本來無一物の五言絶句を以て衣鉢  
を黃梅に得たり、爾しより韻語ますます盛んに行なはれ  
て、永嘉の證道歌、石頭の參同契、洞山の寶鏡三昧歌、同安の  
十玄談、皆道蘊を盡し宗旨を定む、雪竇宏智の頌古出るに  
及て、更に一段の精彩を着け、延て今日に至るも及ては、凡  
そ韻語朗吟を以て宗乘擧揚の正式と爲す者の如く、上は  
佛祖の供養より上堂小參薦亡等の事に至るまで、必らず  
詩偈を以てするに非されは其式を具備せざるの觀なき  
に非ず、然り而して異教他宗の決して之なき所なるとき  
は、則ち實も是れ我宗特色の化儀と謂ふべきなり、願ふに

夫れ本宗の支那に傳はるや、其濫觴は梁代に屬すと雖も、唐に至りて漸く滔々の勢あり、宋に及て益々汪洋たり、而して唐は詩世界と稱し、宋また之に亞く、凡そ士君子の世に立つ者、未だ嘗て詩を善くせざる者は、概ね人の背後に瞻着たること比々皆然りとす、是時に當りて高尙活潑の宗乘を士君子の間に宣布する者、詩を以て載道の器と爲すことは、應機接物の好手段また之に過る無し、然り而して初祖外來の資を以て遙かに其端緒を、梁代に開く、時を知り務を開くの鑒、誠何ぞ其れ是の如く明達なるや、後來柳子厚、李習之、蘇子瞻、黃庭堅等の輩、皆唐宋の碩儒にして而して深く心を祖道に傾け、遂に各々分陞する所あるに至れる者、畢竟機縁を此に發せるに由らすんはあらず、我

宗常に有道の弟子を稱して作家と謂ひ或は作者と呼ぶ、亦た彼の韻語と祖道の關係如何を知るに足らん、後の祖風を扇揚する者、故を温ねて新を知り、古今に鑒みる所ありて可なり、

### 第三編 宗統

#### 第壹章 前記

我が日本、教外別傳の名を聞くこと尙し、又間々謂ゆる禪宗の法脈を帯ひたる者なきに非ず、然れども皆未だ嘗て純乎たる單傳の祖風を扇揚したる者あらず、而して之あるは實に我が高祖永平開山大師に始まれり、蓋し按ずるに我が高祖正傳に先たちて、窃かに祖師の心印を我國に傳ふる者凡そ八人、元興寺の道昭、孝徳天皇の白雉四年を以て入唐し、法

相宗を傳ふるの傍ら、又禪旨を玄奘法師及び慧滿禪師に稟けて還る、是れ其一なり、唐福先寺沙門道瓊、我が天平八年、來朝す、大安寺の行表(時年七十三)之に就て戒を受け且つ心印を傳ふ、謂ゆる北宗の七世普寂の傳なりと云ふ、是れ其二なり、延曆寺沙門最澄(勅諭傳教大師)延曆二十一年入唐し、遮那止觀の兩業を傳ふるの外、唐興縣の儵然禪師に參して牛頭山の法流を稟け、歸朝の後比叡山に於て顯密禪の三宗を唱ふ、即ち今の天台宗とす、是れ其三なり、最澄の門人圓仁(勅諭慈覺大師)大同五年入唐、青州龍興寺に於て居士蕭處に遭ひ、禪旨を參尋して印可を得たり、是れ其四なり、唐僧義空の鹽官齊安國師の嗣なり、我が嵯峨皇后橘氏、令旨を降して之を招き、檀林寺を建て、禪旨を弘めしむ、後に碑を建て、日

本首傳禪宗記を勒す、是れ其五なり、比叡山の覺阿、承安元年入宋し、佛海遠禪師の室に入りて印可を稟く、是れ其六なり、攝津三寶寺の能忍、文治五年弟子勝辨を宋に遣之し、育王山の拙庵禪師に謁して其所悟を呈せしむ、拙庵證明えて法衣等を贈附す、能忍之を覺晏に傳へ、覺晏の門下に懷奘懷鑑等を出たす、是れ其七なり、建仁寺榮西、文治三年再ひ入宋、萬年寺虛庵敏禪師の室に入て、黃龍八世(印度相承第五十三世)よまて臨濟下第十六世なり)の嗣承を稟く、歸朝の後專はら禪旨を唱へ、興禪護國論三卷を著はして、開示懇切なりと雖も、諸宗之を拒み朝野亦た未だ信せず、官命えて台密禪三宗を建仁寺に併せ置かしむ、故に濟下に在ては師を以て日本禪宗正傳の初祖と稱すと雖も、是れ未だ嘗て純粹ならざる



者、且つ其嫡嗣明全入宋、えて彼土に寂し、其譜脈復た傳へら  
す、是れ其八なり、以上八家皆別傳の旨を得たりと雖も、或は  
北宗の傍出、或は面授なきの傳附、或は諸宗兼學し、或は自己  
の行持に止まる、且つ其傳皆久しからずして絶す、故に聞ふ  
從上未だ嘗て純平たる單傳の祖風を煽揚えたる者あらず、  
而えて之あるは我か高祖永平開山大師に始まれりど、

## 第二章 正傳

日本曹洞正宗の高祖、印度相承嫡傳第五十一世、勅諭佛性傳  
東國師承陽大師、諱は道元、希玄と號す、俗姓は源氏、村上天皇  
九代の裔孫、久我内大臣通親公の子、母は攝政太政大臣藤原  
基房公の女、正治二年正月二日京都に生る、三歳父公薨し、八  
歳母を喪ひ、長兄大納言通具卿の養ふ所と爲る、十三歳にし

て出家し、翌年叡山よ於て得度受戒す、専ら台教を習ふに甚  
た疑義あり、決を園城寺の公胤に取る、公胤指示して建仁寺  
の榮西よ參せしむ、既に彼よ到りて先づ問て曰く、經に本來  
本法性天然自性身と説けり、果して然らば三世の諸佛何に  
依てか發心修行して而して後に成佛得道することを爲す  
や、榮西曰く三世の諸佛は有ることを知らず、狸奴白牯却て  
有ることを知る、高祖歎服して師事す、時に建保二年高祖年  
僅に十五、明年榮西寂す、仍て其嗣明全和尚を師として精修  
勵行九歳を経たり、貞應二年の春、師の明全と俱に海に航し  
て宋に入る、天童徑山育王等の名刹に歴遊し、正師を尋ね正  
法を求むること三年、然れども只心に憊然たるを覺ふるの  
み、仍て空しく歸朝せんとするに方り、人あり指示して再ひ

天童山に登らしむ、到れば則ち長翁如淨禪師近日新たに晋山して家風甚た森嚴なり、禪師、高祖を迎へて宿契ある者の如く、提撕甚た懇款なり、一夜禪師巡堂して僧の坐睡するを見て責めて曰く、參禪は身心脱落せんことを要す、何ぞ只管に打睡することを得ん、高祖傍より之を聞て廓然として契悟す、天明を待て方丈に到り燒香禮拜す、禪師曰く汝作麼生、高祖曰く身心脱落、禪師曰く身心脱落脱落身心、高祖曰く道箇は是れ暫時の岐路、和尚亂りに某を印すること勿れ、禪師曰く我れ亂りに汝を印せず、高祖曰く如何なるか是れ亂りに印せざる底、禪師曰く脱落身心、高祖禮拜す、是に於て禪師高祖に附するよ芙蓉所傳の法衣及び鬪書、并よ寶鏡三昧五位顯狀目贊肖像を以てし、且つ示して曰く汝異域の人なる

を以て此等の物を授けて以て信と爲す、國に歸り化を布て人天を利濟せよ、城邑聚落に住する勿れ、須からく深山幽谷に居すべし、時機未だ到らすんは一箇半箇を接得して吾宗を嗣續せよ、斷絶せしむること勿れ、是より先き明全和尚客中に寂す、高祖其遺骨を負ふて歸朝す、時よ我が安貞二年正月高祖歳二十九、初め建仁寺に寓して普勸座禪儀を撰す、是れ實に日本曹洞宗開創第一最初の本典なりとす、居ること四年、去て深草に閑居し寛喜三年八月辨道話を著はす、之を正法眼藏開卷第一と爲す、天福元年檀越營構して極樂寺の舊趾を興し、以て禪苑となす、四條天皇詔して額を賜ひ、興聖寶林禪寺と曰ふ、我國よ純平たる禪刹あるは實に之を以て始めと爲す、嘉禎二年十月十五日開堂よ示して曰く、山僧幾

林を歴ること多からず、只是れ等閑に天皇先師も見え、當下に眼横鼻直なることを認得して、人に瞞せられず、便ち空手にして郷に還る、故に一毫も佛法なし、任運に且らく時を延ぶ、朝々日は東より出て、夜々月は西に沈む、雲收まりて山骨露はれ、雨過きて四山低る、畢竟如何ん(良久して曰く)三年一閏に逢ひ、鶏は五更も向て啼く、二住十四年凡そ禪林必須の道具法式等皆此間に備はらざるは無く、正法眼藏の撰述亦た頗る多し、然れども其地甚た京師に近く幽懷慷慨たり、時に波多野出雲守義重其邑越前國吉田郡の山間より一寺を創立して高祖を供養せんと請ふ、高祖其幽遠を喜び、寛元元年七月興聖寺を去て其請に應ず、二年伽藍落成す名けて大佛寺と、曰ふ其規度皆天童に則とる、四年大佛寺を改めて吉祥

山永平寺と稱す、蓋し後漢の永平年間、佛法始て支那に至る、而して今曹洞の正宗始て我國に傳ふ、故に彼の曆號を擧て以て其寺に名けたるなり、寶治元年八月北條時頼入道道崇の請に應して鎌倉より赴き、營中に留まること半年餘、戒を授け法を説き、且つ陪臣にして國命を執るの非を論し、速に天下の權勢を棄て、正當なる道に入るへきを以て訓とせらる、時頼一寺を建て、鎌倉に留らんことを請へとも許さず、翌年三月復た山に還る、時頼更に越前六條の堡を寄附して厨供の料に充てんと請ふ、亦た許さず、建長二年後醍醐上皇、高祖の道譽を聞て紫衣を賜ふ、固辭すれども聽されず、遂に之を受く、偈を上り恩を謝して曰く「永平雖<sub>ニ</sub>谷<sub>ノ</sub>淺<sub>一</sub>、勅命重<sub>ニ</sub>重<sub>ノ</sub>、却<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>猿<sub>ノ</sub>鶴<sub>ノ</sub>笑<sub>一</sub>、紫衣、一老翁」四年秋微恙を示す、世尊涅槃の儀式

ん傲ふて八大人覺の講筵を開く、五年七月寺務を精嗣孤雲  
 懷奘に譲り、且つ手つから裁縫する所の布袈裟を附す、八月  
 京都に上り二十八日夜半遺偈を書して曰く、五十四年、照<sub>三</sub>第  
 一天<sub>一</sub>、打<sub>三</sub>箇<sub>一</sub>、勃<sub>三</sub>跳<sub>一</sub>、觸<sub>三</sub>破<sub>一</sub>、大千<sub>一</sub>、呻、渾身無着處、活<sub>カ</sub>陷<sub>カ</sub>于<sub>カ</sub>黃泉<sub>一</sub>、筆を擲  
 ちて客館に坐脱す、茶毘して靈骨を本山に歸葬す、上足孤雲  
 懷奘の外、法嗣三人、詮慧と僧海と法明となり、遺著正法眼藏  
 九十五卷、清規二冊、普勸坐禪儀一卷、廣錄十卷、皆盛んに世に  
 行はる、嘉永七年孝明天皇勅して佛性傳東國師と詮し、明治  
 十三年今上天皇更に勅して承陽大師の號を加賜す、  
 按するに高祖第四世の法孫瑩山紹瑾和尚、嘗て高祖を贊  
 歎して曰く、夫れ日本佛法流布きてより七百餘歳、初て  
 師正法を興す、謂ゆる佛滅後一千五百年欽明天皇一十三

壬寅の歲、初て百濟國より佛像等渡り、十四歲癸酉、即ち  
 佛經二軸を入れて渡す、然しより漸く佛法の靈驗顯はれ  
 て、後十一年と云ひしに聖德太子佛舍利を掘りて生る、用  
 明天皇三年なり、法華勝鬘等の經を講せしより以來、名相  
 教文天下に布く、橘の太后所請として唐の齊安國師下の  
 人南都に來りしかども、其碑文のみ残りありて兒孫相嗣  
 せされの風規傳はらす、後覺阿上人膳堂は佛海遠禪師の  
 眞子として皈朝せしかども、宗風興らす、又東林、惠敏和尚  
 の宗風、榮西僧正相嗣きて、黃龍八世として宗風を興さん  
 どとて、興禪護國論等を作りて奏聞せしかども、南都北京  
 より支へられて純一ならず、顯密禪の三宗を置く、然るに  
 師は其嫡孫とて臨濟の風氣も通徹すと雖も、尙は淨和

尙を訪ひて一生の事を辨し、本國に歸りて正法を弘通す、實に是れ國の運なり人の幸なり、恰かも西天の二十八祖達磨大師の初て唐土に入るか如し、是れ唐土の初祖とす、師亦た是の如し、大宋の五十一祖なりと雖も、今は日本の元祖なり、故又師を此門下の初祖と稱したてまつる、抑も正師大宋に滿ち宗風天下に偏ねくとも、師若し其師に遂て參徹せずんば、今日如何ぞ祖師の正法眼藏を開明すること有らんや」と、誠に知恩の至言と謂ふ可し、然るも近年一類背恩の魔黨あり、妄言して曰く、我日本に曹洞の宗名あるは、瑩山和尚に始まれり、而して瑩山和尚の化儀は全たく承陽大師に異なれり、故又承陽大師は是れ決して日本曹洞の宗祖に非らず而して瑩山和尚是れ眞も日本曹

洞の宗祖なりと、嗚呼痴狂の甚しき何んぞ其れ此に至れるや、汝輩知らずや汝輩か以て日本曹洞の初祖と爲す所の瑩山和尚、已も上の如くも大師を稱歎して言を盡し意を盡せり、更に永平忌の疏一篇を製して、明らかに「恭遇日本曹洞初祖永平和尙之遠忌」と書し、又「吾扶桑之慈祖永平開山和尚」と稱せり、汝輩以て之を如何せんと欲するや、請ふ其全文を此に謄録して以て汝輩に示さん、瑩山清規年中行事八月二十八日の條に曰く、斯日永平忌、傳供燒香禮拜、主人跪爐、維那宣疏云、今月二十八日恭遇日本曹洞初祖永平和尙之遠忌、謹辨備香華鹿茶之微供、誦佛頂首楞嚴神咒、所集鴻德、回向供養永平大和尚、以酬法乳之恩也、右密惟洞水逆流、巨海波濤爲雷、黃龍電激、普天雲雨爲

潤、曹源之一滴點着、而派流繁興、二株之嫩桂獲蔭、而枝條  
 鬱茂、五家、家風無不通、七宗、宗要悉皆達、遍參和漢兩朝、名  
 匠、博覽內外顯密、經教、百世之英傑、千古之摸範、吾扶桑、藝  
 祖永平開山和尚者乎、照第一天、而有明於日月、眼目、觸破  
 大千、而轉妙於輪寶法輪、仰冀心眼相照、正偏宛轉、伏乞、  
 君臣道合、而旁參奉重、曾孫比丘某謹疏、瑩山和尚平生高祖  
 を敬慕すること是の如し、而して其履最も瑩山清規に多  
 しとす、開卷第一日中行事に曰く、辰時早晨喫粥之法、開靜  
 以後大衆搭袈裟、且待魚鼓、如當山者打庫前、雲版三十六  
 下、且暮永平、行儀也」と、又曰く粥了下堂、後、維那引後唄、  
 處世界梵也、是永平之儀、而僧正(榮西)之誓儀也」と、見よ打版  
 にも唱唄にも忽ち高祖の行儀を追思す、祖を慕ふの情懷

自から禁すること能はざる者の如し、故に後昆も訓誨し  
 て曰く「祖師堂必可入永平之牌」と、誰か復た瑩山和尚の化  
 儀は全く高祖に異なれりと認るを得んや、誰か復た承陽  
 大師は宗祖も非すと欺むくを得んや、而して之を誣ひ之  
 を欺むく者は實も是れ大師及び和尚の罪人、七百年來未  
 た嘗て有らざる所の魔黨のみ、苟くも祖恩を思ふ者、豈深  
 く省察する所なかる可けんや、

第二祖孤雲懷奘、世姓は藤原氏九條太政大臣爲通公四代の  
 孫中納言爲實卿の孫なり、十八歳叡山に得度し、俱舍成實天  
 台淨土等の教乘を習ふ、賢母の策勵を慕けて多武峯に登り、  
 覺晏和尚も參して初めて別傳の旨あることを知る、楞嚴頻伽  
 瓶の譬を聞いて省悟あり、高祖に深草も謁して所悟を呈す、高

祖肯はず、辞して諸方に歴遊し、文暦元年の冬再ひ高祖に参し、遂に誠を傾けて皈向す、一日高祖一毫衆穴を穿つ、因縁を擧示す、師聞て廓然大悟す、乃ち衆を出て、禮拜す、高祖曰く、汝何の見る所か有る、師曰く、一毫は問はず如何なるか、是れ衆穴、高祖微笑して曰く、穿却了也、師拜謝して退く、嘉禎二年十二月三十日師初て首座に任し、乗拂の典を擧ぐ、是れ日本、禪苑に首座を任し、乗拂を行ふの權輿とす、高祖永平寺を開くに當りて、師戮力輔弼す、法令ある毎に、高祖必らず師に命じて施行せしむ、師曰く、和尚の號令如何を自ら行なはざる、高祖曰く、大法を荷擔すること悉く子か躬に在り、子か齡我れより高しと雖も、而も能く永く吾宗を興さん、子之を勉めよと、師資道合し、心眼光交はり、水に水を投し、空に空を

合するに似たること、是の如し、建長五年七月高祖に代りて永平第二世の住持に補し、八月高祖に侍して京に入る、高祖寂するに及て、靈骨を負ふて山に還り、墓側を廬すること三年、文永四年寺務を上足の法嗣義价に譲りて東堂に退く、弘安三年八月廿四日沐浴淨髮して曰く、先師夜半に圓寂す、吾當よ之を倣ふべしと、時至りて鐘を鳴らし、衆を集め、偈を書し、筆を投して左右を顧みて曰く、珍重と、溘然として坐脱す、壽八十三、遺命して遺骨を高祖の塔側に瘞めしむ、法嗣六人あり、義价寂圓義演義準佛僧道荐と曰ふ、

按するに二祖授業の弟子總持瑩山和尚、二祖の傳贊に曰く、義を重んじ法を守ること一毫髪も開山の會裡に違はず、故に開山一會の賢愚老少悉く一歸す、今諸方に永平門

下と稱する、皆是れ師の門葉なり、之に依て當寺大乘老和尚、价公まのあたり彼の嫡子として法幢を此處に建て宗風を當林に揚ぐ、因て雲兄水弟飢寒を忍ひ古風を學ひて萬難を顧りみず、晝夜參徹す、是れ然しなから師の德風遺り靈骨暖かなるが故なり、夫れ法を重んずること師の操行之如く、德を弘むること師の真風の如くならん、扶桑國中に宗風到らざる所なく、天下偏ねく永平の宗風よ廉うんと、誠に趣言よ非ざるなり、

第三祖徹通義价、俗姓の藤原氏大將軍利仁の裔、承久元年二月越前國足羽の郷よ生る、年十三波着寺の懷鑑よ投して出家し、戒を叡山に受て台教を學ふ、仁治二年鑑師の願命を受て高祖に參謁す、高祖上堂よ曰く是の法法位に住し世間相

常住なり、春色百花紅に鶯鳴柳上に啼くと、師聞て省あり參究ます、勤む、高祖示寂に先ちて命して二祖よ依らしむ、永平寺に隨侍して典座に任し鑑寺に補し、晝の衆事を營辨して夜の坐禪曉よ達す、一旦倏然として悟徹し、直に方丈よ詣して曰く某今日先師身心脱落の話を會得す、二祖曰く汝作麼生か會す、師曰く將に謂へり胡鬚赤と更に赤鬚胡あり、二祖之を領えて曰く汝先師所得の所に於て其旨を會す、先師那伽定中必らず汝か爲めに證を作さん、又曰く佛法中よ人を得ること最も難し、若し人を得されの佛種を斷滅するの罪を免かれず、設ひ人を得るも而も其器に非されは亦其罪を免かれず、此事先聖の難しとする所、況や其れ今をや、然るに今吾れ汝を得て已よ斯罪を免かる、今日死すとも復た



遺恨なしと、言ひ畢りて潜然たり、又囑するに永平の宗旨を  
 建立することを以てす、師其命を拜し禮謝して退く、正元元  
 年海に航して支那に觀光す、先づ天童に登りて如淨祖翁の  
 塔を禮し、尋て徧ねく諸叢林を歴遊す、四歳に去て歸朝し、文  
 永四年永平寺の主席に就き第三世と爲る、一住六年、寺務を  
 法弟義演和尚に附し山下に養母堂を構へて母を供養す、正  
 應二年加賀の大乗寺澄海阿闍梨、師の道望を慕ひ、檀越藤原  
 家尙と俱に相謀り、教寺を改めて禪刹と爲し師を請して開  
 山第一世たらしむ、居ること十四年、乾元元年大乗寺を法嗣  
 瑩山紹瑾に附す、延慶二年九月十四日遺偈を書して曰く、七  
 顛八倒、九十二年、蘆花覆雪、午夜月圓、筆を投えて怡然と去て  
 脱去す、嗣法四人、曰く義尹紹瑾宗圓懷暉、義尹の先たちて寂

去、宗圓懷暉の其傳を失す、獨り紹瑾能く宗風を擧揚して、洞  
 水天下に瀾漫するに至る、

日本曹洞正宗の太祖、印度相承續傳第五十四世、勅諭佛慈禪  
 師弘徳圓明國師、諱は紹瑾、瑩山と號す、世姓の藤原氏、越前國  
 多禰郷の人、文永五年十月八日を以て生る、八歳永平寺に登  
 り、三祖徹通和尚に投して沙彌となり、十三歳二祖孤雲和尚  
 に就て祝髮納戒す、十八歳遊方して寂圓覺心資覺慧曉諸老  
 に歴參し五歳を経て三祖に大乘寺に省觀す、時に法華を讀  
 み父母所生眼悉見三千界と云ふに到りて省あり、方丈に詣  
 して所解を陳ふ、三祖曰く此事を究めんと欲せり、些々の覺  
 觸に於て則を取ることを得され、師是れより精勵奮時より倍  
 し攝心工夫七年一日の如し、或時三祖上堂して平常心是道

の話を擧示す、師聞て靡然たり、乃ち曰く我れ會せり我れ會せり、三祖曰く汝作麼生か會す、師曰く黒漆の崑崙夜裡に走る、三祖曰く未在更に道へ、師曰く茶に逢ふての茶を喫し、飯に逢ての飯を喫す、三祖笑て曰く子向後當り洞上の宗風を起すへしと、尋て寶鏡三昧、三滲漏等の玄旨一々究盡して餘蘊なし、三祖乃ち命して入室せしめ、高祖所傳の衣法を附屬す、時又永仁三年正月十四日なり、翌年阿波の檀越城満寺を建て、師を請す、師往て開山第一世となる、居ること四年、正安元年大乘寺に還る、翌年三祖に代りて遞代佛祖の相承機縁を提唱し、之を編録して傳光録と名く、乾元元年三祖大乘寺を師に附屬す、一住十年叢規濟々たり、應長元年乃祖相承の法脈を嫡嗣明峯素哲に附し、大乘寺を退て淨住寺の請ふ

赴く、正和二年能登國の檀越滋野信直、酒井の堡に於て一山を師に施す、師其奇峯怪巖實に幽懷に愜ふを以て、一寺を創立して洞谷山永光寺と曰ふ、翌年又羽喰の郡司光孝寺を建て、師を請す、是より淨住永光光孝の三刹に兼住して、攝化ます、勤む、櫛比郡の諸嶽山總持寺は本と律院たり、住僧定賢律師夙に師の道風に靡き、革めて禪林と爲して師を請す、相傳ふ是より先き後醍醐天皇十種の疑問を師に降して其答話を要せらる、師備さに奏對する所、甚た敵旨と稱ふ、是に於て勅して寺額を賜ひ明年又詔あり總持寺を陞けて官寺と列し、且つ賜紫出世の道場と爲す、三年光孝寺を靈庵至簡に附し、淨住寺を無涯智洪と讓る、踰て正中元年總持寺を峨山紹碩と與へて永光寺と還る、二年八月永光寺を明峯素

哲に附して八大人覺の講筵を開く、蓋し永平高祖示寂の勝  
 蹟を履むなり、十五日沐浴淨髮、夜半に衆を集めて示して曰  
 く、念起是れ病、續かざる是れ藥、一切善惡すべて思量するこ  
 と莫れ、纔か又思量に涉れば白雲萬里、又偈を書して曰く目、  
 耕シ自ラ種ユ閑田地、幾度賣來買去、新ナリ無限靈苗繁茂、處、法堂上見ニ挿ム  
 鋤テ人ヲ筆を擲て逝す、時年五十五、嗣法五人曰く素哲智洪紹碩  
 至簡源照、遺著傳光錄坐禪用心記三根坐禪脫清規信心銘拈  
 提等皆世に行なはる、正平七年後村上天皇勅して佛慈禪師  
 と諡し、安永元年後桃園天皇勅して弘徳圓明國師の號を加  
 賜す、

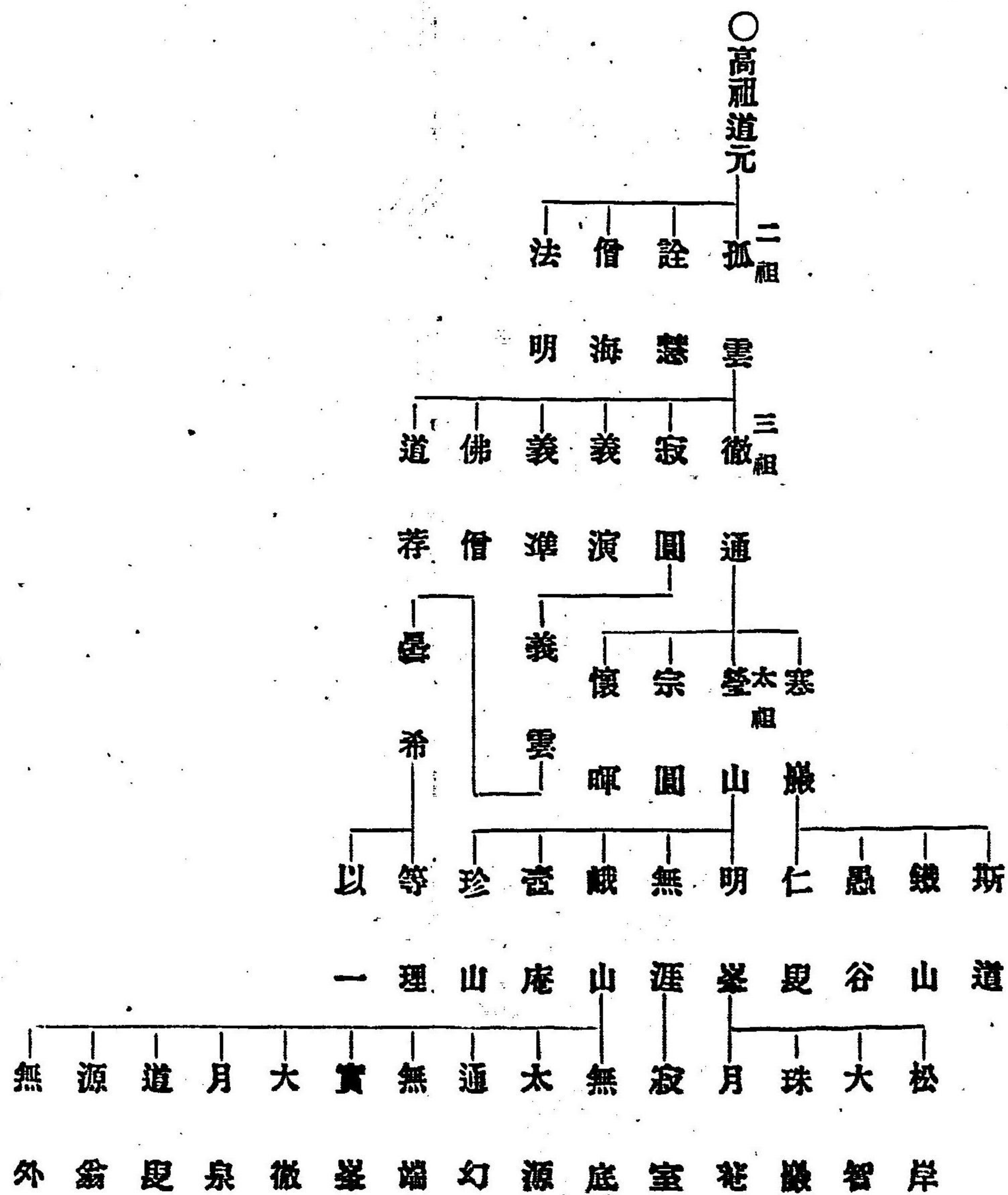
按するに瑩山清規年中行事九月十四日の下、先師忌の  
 疏あり實に太祖の親撰に係る、又其附錄に瑩山忌の疏あり

り、何人の撰する所なるかを知らずと雖も、祖徳を頌し得  
 て餘蘊なし、故に今斯兩篇を此に載録して以て三祖及太  
 祖の徳光を追慕するの資に供す、蓋し亦た論贊の意に擬  
 するのみ、其一に曰く、雲居の懸記、來際に弘通して今に長  
 し、偃溪の遠識宗風を興起して古ならず、一實知見の正眼  
 を開明し、一切不爲の三昧に安住す、節儉己れに克ちて、英  
 蓉九代の法味を甘なひ、陰徳他に蒙むらしめて、日域普照  
 の傳燈を挑く、大陽目も溢る、誰ありてか疑着せん、大乘の  
 運載、物として趨起すること無し、其二に曰く、見色明心、五  
 百年前證果の聖、聞聲悟道、三千里外に絃を辨するの人、是  
 れ契師の剃度、乃ち介公の嫡傳、夢を椶木枝頭の破屨鞋に  
 原ねて、洞谷開山の統を垂れ、信を相樹林中の舊衣鉢に表

して、護國補處の功を並す、二利の行願を立て、一貫の宗  
風を振ひ、法を總持の道場に唱ふれり、王公德を飲み、迹を  
甘露の滅海に隠せり、人天眉を掛む、冀くの無私の靈鑑を  
垂れて、再ひ不盡の乾坤を照したまへ」

初め高祖は四人の法嗣あり、即ち二祖孤雲及び詮慧僧海法  
明なり、然るは詮慧以下の遂に其傳を失し、獨り二祖のみあ  
りて能く三祖徹通及び寂圓義演義準佛僧道祥の六子を得  
たり、三祖は寒巖瑩山の二神足あり、寂圓の義雲を得、之を越  
前寶慶寺の一派とす、而して義演以下の其脈また傳はらず、  
寒巖の斯道鐵山愚谷仁叟等の高弟ありて、化風を肥後及び  
遠江に専らにす、世は之を寒巖派と稱す、瑩山の即ち一宗の  
太祖、明峯無涯峨山壹庵珍山の五子を擧ぐ、中に就く明峯の

日本列祖法脈相承畧圖



此圖式の永平開山高祖大師より總持開山太祖國師までの法脈相承の系統を明すよあるを以て他の傍出諸師法孫の流派を略するものと知るべし

松岸大智珠巖月庵等の嗣を得て大乘永光光禪諸刹の門流  
是より汪洋たり、之を明峯派と謂ふ、後來本宗の中興と稱せ  
られたる月舟円山二老の如き實は斯門派より出たり、峨山  
の總持寺の二世、及び永光寺の四代として、能く本宗守成の  
大業を任持せり、故に其法を得る者三十餘人、其中能く師の  
意を繼ぐ者二十五人、更に五人の俊傑を擢て五哲と稱す、太  
源通幻無端實峯大徹これなり、太源は梅山了堂の二嗣あり、  
梅山の門に大初傑堂恕仲の三哲あり、其法統天下に偏ねし  
之を太源下と曰ふ、通幻は十哲あり曰く了庵石屋一徑普濟  
不見天真天鷹天德量外芳庵なり、中は就て了庵の法の東北  
に彌布し、石屋の化の西南に蔓延す、之を通幻下と曰ふ、無端  
は瑞巖一子あり、實峯の五嗣を得、大徹亦六人を治出す、其他

道叟の月庵を擧げ、源翁も遠庵天海の二子あり、無外も亦無着を得たり、皆祖風を一方も煽揚して、永平總持の法流宇内も滔々たり、太祖嘗て記して曰く、扶桑國中も宗風到らざる所なく、天下偏く永平の宗風も靡かんと、是に於てか驗あり、

### 第三章 宗義

高祖嘗て開教の初め衆に告げて曰く、山僧叢林を歴ること多からず、只是れ等閑も天童先師に見え、當下に眼横鼻直なることを認得して人に瞞せられず、便ち空手もして郷に還る、故も一毫も佛法なく、任運に時を延るのみと、又或時示して曰く山僧久しく衆の爲めに說法せず、佛殿僧堂溪聲樹影、總へて諸人の爲めも説き畢る、諸人聞き得て明瞭なりや否や、若し聞き得たりと道は、箇の何の道理をか説きし、若し

聞き得すと道は、是れ自己も辜負するなりと、夫れ我が高祖の家訓即ち洞上の宗風、唯是の如し、別に奇特なく又靈驗なし、然り吾人平生實も能く自己も辜負すること無く、而して任運に時を延ることを得ば、一生參學の能事畢ると謂ふへし、抑も如何せば能く自己に辜負せざることを得ん、必らずや人々各自眼横鼻直なることを認得せざる可からず、眼横鼻直如何か能く之を認得せん、溪聲樹影日々夜々も説盡して餘蘊なき底の道理、之を聞得て明瞭ならざる可からず、是に於てか佛祖哀愍して廣大の慈門を開き、拖泥帶水して以て手を垂れ人を接す、之を名けて修證と曰ふ、高祖曰く此法は人々分上ゆたかに具はれりと雖も、未だ修せざるには顯はれず證せざるもは得ることなしと、是れなり、然りと雖

も祖門單傳の修證は大に他の教家所談の修證に異なり、其修は證を待つか爲めの故に修するに非ず、其證は修よ因て以て得る所の證に非ず、因果同時修證不二、是れ之を證上の修と名く、其修如何、只管打坐是れあり、高祖曰く諸佛如來俱に妙法を單傳えて阿耨菩提を證するに、最上無爲の妙術あり、是れたゞ佛、佛に授けて、よこまなること無きは、便ち自受用三昧其標準なり、此三昧に遊戯するに、端坐參禪を正門とせり、太祖曰く諸佛一大事因縁の爲め、世に出現す、直に衆生をして佛の知見に開示悟入せしめんとあり、而えて寂靜無漏の妙術あり、是を坐禪と謂ふ、即ち是れ諸佛の自受用三昧なり、又三昧王三昧と謂ふ、若し一時も此三昧に安住すれば、則ち直に心地を開明す、誠に知る佛道の正門なること

を故に高祖初め空手にて郷に還るや、先づ第一着として普勸坐禪儀一卷を撰し、太祖亦た之を憲章して坐禪用心記一卷を著す、是れ實よ本宗建立の根基、佛道正門の牙旗なり、其他幾多の言詮說話たゞひ牛に汗し棟に充るゐるも、皆唯坐禪の註脚のみ、幾多の寺院幾多の儀式、宗制と名け僧規と稱し興學と呼び布教と謂ふ、皆唯坐禪の奴隸器械、若し其根基を喪ふ牙旗を失せり、復た何の用か之れ有らん、須からく知るべし、本宗の只管打坐の外また一毫も他の機用あらざることを、高祖曰く謂ゆる坐禪の習禪に非ず、只是れ安樂の法門なり、菩提を究盡するの修證なり、身心自然に脱落して本來の面目現前すと、其れ然り、本來の面目現前す、此時初めて溪聲樹影の説法、聞き得て明瞭、身心自然に脱落す、直下



に眼横鼻直なることを認得せん、復た何の自己も辜負することか是れ有らん、好し任運に時を延ることを得ん、任運に時を延る、其様如何、高祖曰く日々の生命を等閑にせず、私しよ費やさくらんと行持するなり、又曰く此行持我れを保任し他を保任す、其道理は、我か行持即ち十方の匝地漫天皆其功德を蒙むる、他も知らず我も知らずと雖も、然かあるなり、是の故に諸佛諸祖の行持に因て、我等か行持現成し我等か大道通達するなり、我等か行持よ因て、諸佛の行持現成し諸佛の大道通達するなりと、嗚呼茫々たる宇宙無数の群生、能く日々の生命を等閑にせず、私しよ費やさゝる者、果して幾個か有る、故よ眞實佛祖の行持を行持する者は、毫髪はかりも私事を願るの間隙なし、夫れ經論を講習するは、亦

た佛家の一大要務なり、然れども尙は古聖先徳往々之を呵責して寛假せず、見すや太祖曰く、古教の如き照心の家訓なりと雖も、多く之を見、之を書し之を聞く可からず、多きは則ち皆乱心の因縁なりと、其嫡孫通幻和尚常に其徒を誡めて書を讀み文を弄することを禁せしむ、時々僧房を巡視して僅よ文字あるを見れば忽ち奪ふて之を焼く、文字は載道の器なり、之を讀み且つ書す、何の不可か有らん、唯其私しに陥いらんことを恐るればなり、古教照心尙は且つ然り、況や其他百般の機務に於てをや、然りと雖も此は是れ本宗正則の門風、佛祖慈愍更に落草の一路を開通して、吾人をして任運よ時を延へ易からしむ、乃ち高祖曰く、一切衆生の爲めに憐れみ深くして、上を敬ひ下を慇れみ、よろつを厭ふ心なく、願

ふ心なく、心よ思ふことなく、憂ふることなき、之を佛と名く、  
又外に尋ねること勿れ」

高祖曰く古佛修行多在<sub>レ</sub>山、春夏秋冬亦居<sub>レ</sub>山、永平欲<sub>レ</sub>慕<sub>レ</sub>古蹤  
跡、十二時中常<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>山、太祖曰く深山幽谷これに依止すへし、  
緑水青山是れ經行の處、溪邊樹下是れ澄心の處なり、高祖曰  
く國王の宣命を蒙むると雖も、亦た誓て當山を出てず、太祖  
曰く國王大臣權勢の家、多欲名聞戲論の人にも亦た之よ近  
き住することを得され、高祖太祖の依止其れ是の如し、兒孫  
知らずんは有るへからず、

高祖及び太祖の家風を知らんと欲せし、普勸坐禪儀一卷、坐  
禪用心記一卷、正法眼藏九十五卷、永平廣錄十卷、傳光錄二卷、  
信心銘拈提一卷、大清規二卷、盤山清規二卷、若し能く之を玩

索せは洞上の宗旨風儀悉く明瞭ならん、然るも中世以來祖  
庭荒蕪乏、荆棘繁茂して豺狼咆哮す、唯到る處に寺格を争ひ  
僧階を競ひ、日夜名利を貪はり威福を弄するの外、復た他念  
なし、宗風祖訓何の交渉か之れ有らん、此間固より多少真正  
の宗師ありて、祖燈を明滅の際に繼續する者なきに非ずと、  
雖も、謂ゆる大厦の倒るゝの一木の能く支ふる所よ非ず、遂  
も彼の重要な祖書の如きも、多くの是れ古簡堆裡に埋没  
し、或は散亂零落して收拾すへからざるも至れること亦た  
久し、萬治元祿の際に及て加賀大乘寺に月舟宗胡あり、其嗣  
<sub>三</sub>山道白と興に力を扶宗に盡し、叢林の風規また振ふ、月<sub>三</sub>己  
二老の如きは眞も本宗中興の祖と稱すべきあり、尋て獨庵、  
天桂、面山、徳翁、大梅、指月、本光、無隱等の諸師輩出し、各自心力

を傾盡したりと雖も、概して之を言は、唯其積弊を矯るに  
 疲れて、而して未だ其正を興すに及はさりし者の如し、近世  
 玄樓佛通風外諸師禪海の深き古人に似すと雖も、復た人を  
 得ること少なからず、一時を彌縫する者と謂ふべし、奕堂環  
 溪坦山諸師皆其門下より出たり、

按するに坐禪用心記、傳光錄、信心銘拈提、瑩山清規、此四書  
 は是れ實に太祖國師の法身慧命、然るも太祖示寂の後幾  
 くはくも無く皆湮没して所在を知らざること幾百年、諸  
 嶽山頭殿閣巍然たる五院の丈室、五個の調腰を併列せさ  
 るの日あること無し、然れども遂に一人の祖命を救ふ者  
 なし、月舟<sub>三</sub><sub>三</sub>山二老は謂ゆる峨山下の人<sub>二</sub>非すと雖も、實  
 ん是れ明峯の嫡孫、豈乃祖の慧命を救はざるに忍ひんや、

乃ち座禪用心記及び瑩山清規は、寛文延寶の際二老の始  
 めて救ふ所<sub>二</sub>係る、<sub>三</sub>山和尚坐禪用心記の序<sub>二</sub>曰く、予偶  
 得<sub>二</sub>此記<sub>三</sub>、不忍<sub>二</sub>囊藏<sub>三</sub>、禪餘校勘、乃<sub>二</sub>梓行<sub>三</sub>之<sub>二</sub>と、又瑩山清規の序  
 に曰く、今此清規、是我瑩山大師、於<sub>二</sub>當山<sub>三</sub>（大乘洞谷）兩處<sub>二</sub>所<sub>三</sub>行、  
 而其書兩卷、條々悉<sub>二</sub>折中<sub>三</sub>於佛祖、毫<sub>二</sub>無<sub>三</sub>過不及之差<sub>二</sub>、堂頭老  
 人（月舟）一時得<sub>二</sub>之<sub>三</sub>於古篋、中<sub>二</sub>、行<sub>三</sub>之<sub>二</sub>於一堂<sub>三</sub>、中<sub>二</sub>、重<sub>三</sub>興<sub>二</sub>叢林<sub>三</sub>數<sub>二</sub>年  
 於此<sub>二</sub>乃<sub>三</sub>至<sub>二</sub>昔瑩山沒而此書隱<sub>三</sub>、此書隱<sub>二</sub>而叢林廢<sub>三</sub>、今和尚出  
 而此書顯<sub>二</sub>、此書顯<sub>レ</sub>而叢林興<sub>レ</sub>、人之出沒、書之隱顯、實<sub>二</sub>叢林興  
 廢之所<sub>レ</sub>係<sub>レ</sub>、而施<sub>二</sub>之<sub>三</sub>棗梓<sub>二</sub>、則書之慧命不<sub>レ</sub>混<sub>レ</sub>、人之法身常<sub>二</sub>存<sub>三</sub>、凡  
 有志<sub>二</sub>於宗門<sub>三</sub>者、誰<sub>カ</sub>不<sub>レ</sub>歡喜踊躍<sub>二</sub>哉<sub>三</sub>、見よ月舟二老出る<sub>二</sub>及<sub>レ</sub>ふ  
 まて天下に叢林の清規行はれさりしことを、清規なく坐  
 禪の用心を知らず、何の祖宗か之<sub>二</sub>あらん<sub>三</sub>、信心銘拈提の如

きは、享保年間天産苗公跋語を附して之を印行すと雖も、撰者の名闕けたるか爲めに、未だ太祖の遺著なることを證明するに至らず、寛保年間之を重刻するに及て、始めて太祖の法身なることを知れりと云ふ、傳光錄に至りては不幸にして月記及び天産の知る所と爲らず、更に二百餘年の星霜を古篋底に空過し、安政年間、清涼仙英和尚の手を借て、纒かよ再ひ世に出ることを得たるなり、天下滔々太祖の兒孫と稱する者、何の面目ありてか祖真に對せんとするや、高祖の遺著の如き、正法眼藏の古來故さらに謄寫せしめて印行を許さへりし者は、今措て論せず、永平廣錄の如き、亦た己山始めて之を校刻し、大清規は寛文七年永平三十世光紹和尚これを盡簡裡よ得て刊行せりと云

ふ、嗚呼祖書の埋没既に此の如し、其他百事亦た推知すへきなり、抑も當時萬餘の寺院、及び之を稱ふ所の僧徒、總て是れ恩を知らざるの啞羊なりしと爲んか、予亦た敢て之を極言するに忍ひざるなり、

#### 第四章 嗣續

系統傳承を貴ふは諸教皆然りとす、嗣法と曰ひ傳燈と曰ひ灌頂と曰ひ洗禮と曰ふ、皆其典を重んぜざるの無し、儒氏の教式を具備せざるすら尙は道統の傳を説く者あり、况んや我が佛の教たる初めより無師獨悟を排斥きて、以て天然外道と爲すに於てをや、釋尊嘗て其法統を過去迦葉佛に嗣ぎ、晩に之を摩訶迦葉に附してより、五十一代一系聯綿として、我が高祖承陽大師に至るまで、其間未だ一代も面授印證せ

さるの無く、面々相對して心々相證すること、猶は鏡々相照して中より一翳の礙る無きが如く、佛祖の心印嫡々傳承し來れる之を本宗の嗣續と謂ふ、初め釋尊其法藏を摩訶迦葉に附するや、亦た一領の袈裟を授けて以て其信を表す、爾來遞代衣法傳承すること三十三世、乃ち支那相承の第六祖大鑑禪師慧能に至る、六祖其衣の後世に爭端たるへきを察し、之を曹谿山より留めて復た傳へず、是に於て青原南嶽の二師は唯其法統を嗣承して而して傳衣なし、爾來各自或は拄杖を附して信を表し、或は拂子を與へて之を印し、或は盃盃、或は直綴、或は肖像、或は偈頌、緣に隨ひ機に應して以て後塵と爲す、然り而して祖師門下尤も尊重する者、之を嗣書と謂ふ、蓋し嗣書の從上佛々祖々嗣續傳承の系譜なり、其書式たる五

家七派或は多少の差異なきに非ざるも、概ね釋迦牟尼佛より嫡々嗣承し來れる祖々の名字を列記して、以て今其嗣書を得るの人に至るは其揆一なり、高祖嘗て大宋に在るの日、希有の因縁を以て之を歴觀せらる、其事蹟載せて正法眼藏第十六卷嗣書の篇に在り、後來太祖之を贊して曰く、師實に古聖と齊しく道眼を開く、故に數軸の嗣書を拜し其應の靈告あり、是の如く諸師の聽許を蒙り天童の印證を得て一生の大事を辨せりと、嗣書の祖門に重要なること知るべきなり、然り而して我か高祖の天童如淨禪師に嗣續するや、其外國の人なりと云ふを以て、禪師之に附するに嗣書及び芙蓉所傳の法衣并自贊の肖像等を以てせらると雖も、其正信とする所は唯嗣書のみなり、故に我か日本の二祖以下今日

の諸師に至るまで、法統傳承の信表として授受し來れる者は、唯此嗣書のみなりと知る可し、然るに又釋尊以降嫡々相承し來る所の者、唯此謂ゆる佛心印のみに止まらば、更に菩薩大戒と稱する者ありて、彼の法統と俱に之を繼承し來れり、蓋し菩薩大戒は或は佛戒と稱し或は禪戒と謂ふ、其稱謂區々なりと雖も、要するに盧舍那所證の心地法門、載て梵網菩薩戒經に在る所の十重波羅提木叉是れなり、此戒は他門亦た之を授受して、或は圓頓戒と云ひ或は大乗戒と云ふと雖も、瀉瓶綿々涓滴を漏さず、遞代面授口傳し來れる者は、唯我が祖師門下のみなりとす、故に其系統譜脈亦た甚だ重要なる者なり、之を名けて血脈と謂ふ、是より於て彼の法統繼續は之を稱して嗣法と曰ひ、此戒脈

傳承は之を稱して傳戒と曰ふ、一は嗣書を以て其信と爲し、一は血脈を以て其證と爲す、恰かも鳥の双翼の如く又車の兩輪に齊しく、誠に佛祖堂奥の二大重關なりとす、然れども嗣法傳戒大に其授受の性格を異にする者あり、蓋し嗣法は必らず一師の面授を限りて、再ひ他師を嗣くことを許さず、又他人より代りて之を授受することを禁ず、而して傳戒は大に之に異なり、之を重受し又之を代受することを妨げず、故に我が高祖の如き、其嗣法に於るや唯如淨一師の面授を得たるのみなりと雖も、其傳戒は初め比叡山に在て山門所傳の圓頓戒を受け、中ごろ建仁寺に於て臨濟下の戒脈を明全和尚に受け、後より天童山より登りて曹洞下の正傳を如淨禪師より受く、又更に傳戒の嗣法に異なる者あり、蓋し嗣

法は必らず出家の僧にして大悟徹底の人に限ると雖も、傳戒は大に之に異あり、固より其出家たると在家たるとを論せず、男女老少智愚貴賤天龍鬼神に至るまで、苟くも菩薩戒を受持せんと欲するの心ある者は、或は全分或は多分或は少分皆其願ふ所に隨て之を受ることを得るなり、而して一たひ之を受る者は、其持犯に論なく、永く戒體を失せずして能く佛種子を増長することを得ると云ふ、經に曰く衆生佛戒を受けば即ち諸佛の位に入る、位大覺に同し已る、眞は是れ諸佛の子なりと、是れ之を謂ふなり、故に我か高祖の衆を接し人を度するや、其嗣法の弟子は僅に二祖等四人に過ぎずと雖も、其菩薩戒を授與する者は、法燈國師(臨濟宗興國寺開祖、偉覺心)北條時頼等を始めとして、自他宗の僧俗男女其

數枚擧に違わらざるなり、應に知るへし本宗在家化導の標準は、唯此傳戒相承に在ることを、  
嗣法及び傳戒、二祖以下遞代相承、絶て異軌なきこと僅かに百數十年、中世に至るに及て忽ち嗣續に一大弊亂を生じ、二千餘年數十代一系聯綿として、三國傳承し來れる所の法統、一時に錯亂して遂に收拾すへからざること又幾んど三百年、本宗の頽敗實に此時より甚たしきは有らざるなり、蓋し嗣法は必らず一師の面授に限り、更に再ひ之を他師に嗣き、且つ他人に代りて授受することを許さざるは、則ち佛祖の嚴訓、誰か復た異議を容るゝ者あらんや、然るに中世一類の魔黨あり、専ら個人の悟道に屬するの嗣法を以て、枉けて寺院を授受するの證據と爲す、其様たる爰に甲寺住職の人の

弟子あり、自から其寺の後住たらんと欲すれば、乃ち其師の室より入りて之に嗣法し、又乙寺の住職たらんとするときは、乙寺先住に嗣法して其弟子と爲る、更に丙寺丁寺に轉住する毎先の嗣續を放棄して皆新たに丙丁等の先住に嗣續す、若し又先住没後の寺に住職たらんと欲するときは、他人の代附を請ふて嗣續に擬す、唯其寺を得んことを主として、毫も悟道の如何に關せず、一師印證面授口訣の實、將た何くにか有る、徒つらに紙墨合成的の圖書及び血脈を以て、寺院を授受し名利を把放するの具と爲すのみ、此弊や初め一類の魔黨窃に之を爲すに出て、遂に蔓延して天下滔々公然之を爲して憚かる所なきに至る、本宗嗣續の弊濫此に至りて極まれりと謂ふ可し、

高祖第二十二世の法孫卍山道白和尚は不世出の俊傑なり、夙より深く嗣續の弊濫を慨歎し、獨庵玄光(長崎皓臺寺住持兼河内經山龍光寺開祖)連山交易(下野大中寺住持)二師と俱に窃に其矯正を謀る、二師先たちて寂す、復た梅峰竺信(山城興聖寺住持兼大和興禪寺開祖)田翁牛甫(江戸瑠璃光寺住持)二師と相結托す、乃ち元祿十三年を以て公裁を幕府に仰ぐ、是の時に當りて滔々たる天下多し、是れ魔黨のみ、誰か復た此美舉を賛成する者あらん、本宗の命脈猶は猛風に向ふ孤燈の如し、卍山等辛苦執筆四回の春秋を繼過し、元祿十六年八月始めて官令して祖訓の古式を復せしむることを得たり、嗚呼卍山等其祖門に大功ある、決して禹の下に在らざる者と謂ふ可し、卍山諱は道白、備後藤井氏の子、龍興寺一線に



投して僧と爲り、法を大乘寺月舟宗胡に嗣く、永平に瑞世し、大乘に住し、源光庵を山城に開く、復古の大業已に成りて源光に還るや、鑑元上皇召して宮に入らしむれども疾と稱して起たず、上皇ますく之を徳として勅して物を賜ふ、正徳四年八月十八日寂す、世壽八十歳、廣録四十八卷あり世に行なはる、啻其宗乗のみならず、文藻また觀るに足る、其寺を創し山を開く、彼の源光庵の外、尙ほ七處あり、法嗣數名皆一方の宗匠たり、其復古の擧の如きは、宗統復古志二卷あり門人白龍の記する所甚だ詳なり、志ある者は往て觀よ、宗統復古の業成るや、之と俱に復た一の新式を起すの已むを得ざるに至れる者あり、之を伽藍法と名く、蓋し嗣法の一事は一師面授の家訓復た侵すへからずと雖も、傳戒の如き

に至りては固より重受及び代附を妨げざるか故に、彼の魔黨の餘焰を鎮定せしめんか爲め、一時の方便として、寺院住職の交代ある毎に、唯傳戒の血脈と、別々大事と稱する者を傳承せしむる事とせり、是れ則ち講ゆる伽藍法なり、然れども是れ固より佛祖の法式に非ず、且らく円山等一時萬々已むを得ざるの止啼に擬したる黃葉に過ぎすと雖も、爾來幾んど二百年本宗嗣續の上に於て亦た放棄し難きの一事たりしなり、然るに明治維新の時に際し、太政官命令して従前輪番住職の諸寺院をして皆獨住の人を置かしむ、抑も古來輪番住職の寺院の、謂ゆる伽藍法傳承の式なし、然るに今此も獨住の人を置くとさひ、一宗の慣例亦た伽藍法傳承の式を擧げざる可からず、然れども古來傳承なきの寺院に於て

如何そ之を新獨住の人に傳附することを得んや、中よ就く一宗の大本山と稱する能登國總持寺も亦た古來輪番住職にして伽藍法なし、故に明治三年旃崖奕堂和尚勅特賜弘濟慈德禪師初めて總持寺獨住第一世と爲るや、二百年來一宗重要の例典を擧ることを得ず、大本山の貫首として宗門必須の一事を欠くの奇觀を呈するに至れり、然れども是れ固より宗門必須の典に非ず、實に一時の方便たる糞事よ過ぎざるを以て、遂に兩大本山協議決斷して、全たく一宗の伽藍法を廢止したるに、明治八年一月十三日の事なりき、是に於てか本宗嗣續の法式始めて全たく五百年前の古例に復することを得たり、

傳戒の儀式亦た中世以後其具を失し、或は他宗の風儀に倣

ひ、或は明末の弊套に墮す、正山及び萬仞等類りに之れを慷慨し、禪戒の顛末を詳論して世に示すと雖も、未だ偏ねく之を一宗に行ひしむること能はず、享保十三年喝玄和尚勅特賜圓成實性禪師永平寺に住するに及て、官裁を幕府に仰ぐ、未だ其許可を得るに及はずして寂す、後住雄禪和尚勅特賜圓滿覺性禪師亦た遺旨を繼て之を請願す、是に於て元文二年始めて其許可を得たり、永平室内傳戒の正儀、能く今日よ之を傳持することを得たるに、實に諸師の力なり、亦た知らずんはあるへからず、

按するに古來他門の徒、概もすれば大陽投子の嗣續を妄議して、面授親證に非すと爲す者あり、蓋し其妄源の普燈錄の淨山法遠の傳に起り、禪林僧寶傳に大陽示寂の年を

謬傳したるに成る、而して之を辨斥したる者は、訂補建浙  
 記圖會上卷、浮山廣錄第四十八卷、皆具さし論斷して正邪  
 分明あり、況んや我か承陽高祖の拈古に於て、明らかに「投  
 子青禪師執侍大陽三年」と言ひ、外道問佛の話をして大陽  
 投子面授親證の機縁と爲し、而して之を頌出せられたる  
 に於てをや、但我か太祖の傳光錄投子の章に、彼の外道問  
 佛話の參決を擧て、之を浮山に於るの機縁と爲す者、聊か  
 遺憾なきに非ず、近年弘濟慈徳禪師、彼錄に序して曰く「盡  
 大地終無有第二人、詔何閑影、更論大陽圓鑑（浮山）親疎」と、  
 然りと雖も凡そ史上の事蹟は單に各自の識見を以て之  
 を左右し得へき者に非ざるなり、仍て顧ふに彼錄の全編  
 都て五燈會元も本つき、只其機縁の拈提を専らよして、而

して、固より史上の事蹟を考究するも務めたる者には非  
 さるに似たり、故に是等の差誤の如きも亦た且らく措て  
 問はさりし而已、且つ永平曇希和尚の記する所も依れば、  
 大陽嘗て直綴、皮履等を浮山に託するに當り、語て曰く向  
 後必らず義青來りて君に憑らん、君再ひ外道問佛の話を  
 以て渠を勘え、而して上件の閑具を傳へられなば、吾法は  
 渠に依て久住せんと、遠（浮山）謹て命を奉えて義青を待つ  
 云々、是れ和尚其師義雲の行卷も就て謄寫する所なりと  
 云ふ、果して然らば大陽は其法を投子に面授親證するも  
 外道問佛の話を以て之を勘し、又其直綴等を浮山も托し  
 て傳附するも再ひ外道問佛の話を以て勘せよと命した  
 る者なり、乃ち高祖は其面授親證の機縁を拈し、太祖は其

直綴傳附の機縁を擧げしのみ、又何の齟齬か之あらん、

#### 第四編 寺院

##### 第一章 創建

佛教中に寺院ある、印度に在ては竹林精舎を濫觴とし、支那に在ては白馬寺、日本に在ては向原寺を以て其權輿とす、蓋し寺院は自行化他の道場、苟も三寶あれば亦た必らず之なきを得ざるなり、然れども古へは皆謂ゆる僧坊の制にして、眞よ公共の道場に屬し、今時の謂ゆる住職なる者ありて、之を一人の私有と歸するか如き者よは非さりしなり、抑も本宗に寺院ある、其印度及び支那は且らく措き、我日本に在ては四條天皇の天福元年、高祖初めて興聖寺を山城に創立す、是れ其第一嚆矢なり、其後十二年を経て寛元二年永平寺を

越前に建つ是を第二とす、蓋し高祖の開闢唯此兩寺に止まり、而して其永平寺を建るに及ては、從前の興聖寺を放棄して復た更に之を管掌せざる者の如し、第三寶治二年二祖豐後に到りて永慶寺を開く、第四詮慧の山城永興寺、第五了然法明の出羽玉泉寺、第六寂圓智琛の越前寶慶寺、第七寒巖義尹の肥後大慈寺、此寺は弘安元年敕を奉して官寺と爲る、是れ本宗に官寺あるの始めなり、第八正應二年三祖加賀大乘寺の開山となる、第九義準の越前永徳院、第十道荐の美濃衆林寺、第十一阿波城滿寺、第十二加賀淨住寺、第十三能登永光寺、第十四能登光孝寺、第十五能登總持寺、以上城滿寺等の五箇寺は皆太祖の開創する所、是よ至りて本宗よ寺院ある其歴史に見えたる者僅に此十有五箇寺のみなりとす、然り而

して此中興聖大乘總持の三箇寺は、従前他宗の寺院なりしを高祖三祖太祖等の徳望、遂に其舊を革めて禪苑と爲したる者に係る、

寒巖及び太祖の法嗣各數人南北相分れて頻り又化門を開く、中又就く太祖の下に峨山紹碩あり、其門人三十餘名各個各地に法幢を建つ、是の時に當りて皇室の南北兩朝に分れ、而して政權は概ね足利氏に在り、郡國割據の武將豪族亦た各々威福を恣ます、然るに兩朝の天子及び足利氏、皆深く禪道に歸依し、五山十刹官寺敕願道場等續々都鄙に創立せらるゝの機運なりしを以て、各地の武將豪族亦た皆之に倣ふて禪苑を其郡國に創立す、然るに齊しく是れ禪宗なりと雖も、臨濟下は初より國王大臣に親近去て化導を兩朝及び幕

府に専らよし、其教未だ嘗て郡國に及らざるの觀あり、我が曹洞下は全く之に反し、高祖既に國王大臣に親近することを得て、未だ嘗て一たびも都城に入らず、ますく、幽棲を求めて北地の極端に達し、其嗣明峯峨山等亦た皆其化を北阪に擧げて眼を聳興を見ず、故に其門人等錫を四方に曳くと雖も、未だ嘗て一人も京都及び鎌倉に赴きて、刹竿を建てたる者あらず、皆郷國の間に悠遊して幽靜閑寂の勝境を求む、是に於て彼の武將豪族等、競ふて寺院を各地に創立する者、多くは是れ本宗の僧伽を請して其開山と爲し、且つ其化導を蒙るゝに及らざり、是れ其本宗現今一萬四千餘の諸寺院、多くは是れ足利時代の創立にして、而して其開基檀越と稱する

者も亦た皆其地當時の武將豪族等なりし所以なり、按ずるに當時足利氏の政柄を執るや、初より未だ嘗て國家を統一すること能はず、兩朝の和僅かに成れば、又應仁の變起る、爾來天下の紛擾亂麻の如く、諸豪割據して各々武威を弄ぎ、幕府一日も寢食を安んずること能はず、甚きは天子の内庫窮乏して供御なほ之を給するも足らず、即位以後二十餘年を経て未だ其大禮を行なふことを得ず、僅く僧徒の献金を得て始めて之を擧るに至るも、復た更に之を顧る者なかりしなり、是の如き秩序紛亂の時に方りて、各地の武豪等隨意に創建する所の諸寺院、誰か復た之を統率する者あらんや、此に甲宗の僧侶居住すれば且らく之を用宗と稱するも、忽ち乙派の僧代りて之に入れ

は又乙派となる、初めより之を許否するの眞首なく亦た管長なし、唯其權越と住僧との意思に任せて轉宗改派進む妨くる所あらず、現今本宗寺院中、昔は他宗の道場にして中世以來曹洞下に屬したる者甚た多きは誠に之に基因するなり、仍て知る初め本宗開創の寺院にして、後に他宗に轉したる者亦た甚た少なからざる可し、其れ然り寺院の興廢轉變既に是の如くなるを以て、其盛衰汚隆固より定相なく、或は寂莫たる寒刹も忽ちよして賜紫勅願の道場と爲り、或は巍然たる殿閣も忽ち一朝兵火に罹りて復た如何ともすへからざる者あり、乃ち越前永平寺の如き、是れ我が高祖本廟の在る所、又能登永光寺の如き、我が太祖靈骨を埋むるの地、而して中世以後の衰頹を極めた

る、實に之を名狀すること能はにるに至る、然れども當時高祖太祖の兒孫と稱する者、概ね皆之を傍觀して敢て顧念せず、唯其各自の名利に奔走して、毫も報恩謝徳の道心なし、嗚呼戰國の餘弊、延て我が僧門に及ふこと亦た是の如し、何ぞ其人天の師標たるに有らんや、

## 第二章 本山

本宗寺院昔の本山末寺等の名稱なし、而して之あるの實に徳川氏の政令に始まれり、抑も徳川以前の古文書中間々亦た本山本寺と稱する者なきに非ざるも、多くの是れ字典に謂ゆる本の猶ほ當の如しと云へる者にして、要するに他山他寺に簡別するの稱たるに過ぎず、固より今時の謂ゆる本山末寺に對して而して之を稱したるもの非ざるか如し、然

り而して其末山末寺と稱する者の如きに至りては、徳川以前の文書中絶えて之を見ること無し、其稱の徳川以後に起れること誠に明確なりとす、故に當時に在ては苟くも有力の檀越あり或は若干の寺祿を有する巨利の如きは、皆各個獨立して他の管理を受ることを厭ひ、又其祖廟等を興隆することゝを爲さず、獨り自から威權を弄して、近傍所在の徴々たる貧寺寒院を傾使すること、毫も彼の郡國割據の武將豪族と異なること無し、

徳川氏の天下を一統するや、前代百專統率する所なきか爲めに、遂に國家を維持すること能はず、事破れ身亡ひて醜辱を萬世と流したるを熱視し、深く此に鑒みる所ありしかり、

嘗て彼の郡國に割據せる武將豪族を羣中に執捉したるの

みならず、商工雜技俳優乞丐の微賤に至るまで、皆各々統運する所あらしめざるの無し、例へば江戸市中商家の如きも、凡そ何職は必らず何百何十人、何業は必す何十何人と、皆其定員を置きて更に新たに其職業を開くことを許さず、各々組合を設け取締を立て、之を町奉行に統轄して而して法令一貫せしむ、甚き非人頭(車善七等)なる者を置きて而して乞丐の徒を管轄せしむるに至る、是等微賤の者尙は且つ然り、況んや我が佛教各宗の廣く天下よ基布し、且つ久しく民心に浸潤し、其大寺巨刹の如き、往々武夫を養ひ兵器を弄し、屢々武將と相戦ひて勝敗遽かに決し難き者あるに於てをや、徳川氏の之か統治に苦心せる固より一朝夕の事に非ざるなり、

初め徳川家康、佛教各宗の法度を定むるや、先づ其宗派の根元を明らかにし、必らず其宗祖開闢の道場を以て一宗の本山と定め、之に適當の保護を與へ、爾餘の諸寺院は悉く皆之に隸屬せしむ、其他従前何等の由緒ありて獨立し來れる巨刹と雖も、宗義或は其法系最初より異なる者に非されば、決して別派獨立することを許さず、若し又宗祖開闢の地數箇寺あるか如き萬々己むを得ざる事情ありて(皇室由緒の寺院等亦た其類なり)一宗派内に二箇寺以上の本山を許さざるを得ざる者あるとき、其中尤も宗派に重要なる一寺を撰ひて、之を總本山(淨土宗知恩院の如き是なり)若くは總法務(眞言宗仁和寺の如き是なり)と爲して之を統運せしめたり、乃ち本宗の如き其根元實に高祖開闢の永平寺に在るを



以て、先づ永平寺を以て一宗の本山と定む、是の時に當り肥後の大慈寺、加賀の大乗寺、能登の永光寺及總持寺等の、皆種々の事情ありて従前獨立し來れる巨刹なりと雖も、此際總へて永平寺に隸屬せざるを得ざることを爲れり、然るに總持寺の支院に芳春院と云へるあり、慶長十四年象山徐雲の開創に係る、象山曾て朝倉義景に仕へて武人たり、後に出家して加賀寶圓寺開山大透圭徐に嗣法す、大透の前田大納言利家の師、而して象山の其子中納言利長の歸崇する所と爲る、初め寶圓寺に住し、又中納言其父の爲に創立する所の桃雲寺開山と爲り、晚ふ芳春院に退隱す、然るに今や總持寺の方に永平寺に隸屬せざるを得ざるに迫れりと雖も、其宗義固より異轍なく、其法系の永平四世の法孫に又出づ、復た何に

依てか従前の割據獨立を維持することを得んや、是に於て一山評議遂に象山を起して加賀中納言の勢援を請ひ、駿河に往て家康將軍に謁見哀訴せしむ、將軍其前田氏の陳情懇款なるを放棄するに忍ひず、乃ち之を諾す、相傳ふ時に大僧正天海これを諫めて曰く是れ恐らくは後來紛諍の端ならんと、將軍一諾を重んじて遂に總持寺を一宗の本山に列す、然れども尙ほ未だ其法度を附與するに至らず、時に慶長十七年なり、踰て四年、元和改元の歲、家康將軍伏見城に駐在す、因みよ諸宗の徒を城に召して顧問す、時に象山の弟子泰山雲堯は朝倉義景の三子、現に加賀寶圓寺の住職として亦中納言の歸崇する所なり、泰山乃ち召に依て城に入り頻りに總持寺の來歴を説て將軍に哀訴す、既にして將軍諸宗の條

目を定め、斯年七月を以て永平總持の兩寺に法度を降す、蓋し其法度たる永平寺に降す所の者五條、總持寺に降す所の者四條、而して其永平寺法度の第五條に曰く、日本曹洞下、之未派如<sub>レ</sub>先規可<sub>レ</sub>守<sub>レ</sub>當寺家訓事、唯此一條獨り之を永平寺と與へて而して之を總持寺と與へざる者は、實も永平寺を以て一宗の總本山と定めたる所以なり、抑も本條中に總本山の文字なしと雖も、爾來永平寺は之を證として常に幕府に對し曹洞宗總本山と稱す、而して幕府之を公認す、是に至りて曹洞一宗も兩本山あり、而して永平寺を以て其總本山と爲すこと公定全く成れり、其他大慈寺の如きは龜山天皇勅願の道場として九州曹洞の本寺と稱し來れるも、又大乘寺の如き其法系より之を言は、固より總持寺等の本寺たるべ

さも、又永光寺の如き太祖の本廟たる靈塔も、皆當時加賀中納言の如き大勢援を得ること能はざる者は、總へて永平總持兩本山に隸屬して、復た其頭角を擡ぐることを能はざるに至れり、

明治維新の初、宗政統理の事に因りて兩山紛議を生し、且つ總持寺は永平寺の總本山と稱するを拒む、然れども明治二年太政官令して百事徳川氏の舊慣に依らしむ、是に於て復た永平寺の總本山たることを依然たり、五年兩山盟約を結ぶに至り、兩山同等として差異なく、但其位次は高祖開闢の道場たるに依て、永平寺を上位と爲すことを確定す、是に於て初て永平寺は總本山の稱號を失へり、

按するに永平總持の兩刹ハ、一たひ徳川氏の法度を受け

しより、従前一統すること能はさりし宗内諸寺院を一統して、俱に一宗の本山たりしこと二百數十年、其本山末派の權利義務確然として動すへからざる者ありしなり、維新の際更に舊慣に依るを得たること僅も數年、五年兩山盟約を結ぶに及て舊慣始めて絶す、是の時も當りて未だ本末憲章の設け有らず、然れども尙は従前謂ゆる末派諸寺院なる者、能く兩利を奉戴して以て本山と爲え、曾て其命も背く者あらずりしなり、實に寺籍明細帳(是れ政府行政の便に供するか爲めよしして、決して宗門の本末を確定するか爲めよしなり)と舊慣の餘習との力に憑りしのみ、其後本末憲章を確定して之を頒布するに及び、一宗本末の權利義務初て茲も確定し、復た動かす可らざる

る者と爲れり、乃ち本宗も現在本山末派の權利義務ある者の、實に此本末憲章に依て而して之あるなり、然るに客歲總持寺も於て、兩山盟約及本末憲章等皆廢棄して之を奉せずと言ひ、其旨を官府も具申し又末派に宣告せり、夫れ本末憲章を廢棄すれり之と同時に本宗も本山なく又末派なし、即ち是れ總持寺の目から本山たるの權利を放棄し、又末派の義務を解除したる者なり、曠者或の言はん、本末の權利義務を定むることの本末憲章に在るの固より然り、然りと雖も其曾て本末たる所以の者、豈謂ゆる權利義務を以て之を定めたる者ならんや、唯一片の道義心、各寺創立の因縁を回顧し、開山の法系果して何の處より出たるかを追思せば、天然の性格として總持寺も大本山

とし事へさるを得ざるの感情勃々として禁し難き者あらん、豈彼の憲章と云ふか如き死文を固守して、我が本末を論すへき者ならんやと、嗚呼是れ眞に不磨の確言なり、然り此確言を推して以て更ニ總持寺開創の因縁を回顧し、開山の法系果して何の處より出たるかを追思せば、復た天然の性格として永平寺に總本山とし事へさるを得ざるの感情勃々として禁し難き者あらん、若し夫れ自家に在ては此道義心を要せず、只他をして此感情あらしむるを要すと言は、古今内外眞俗の言て許さるる所、豈總持寺のみ自ら許すへき者ならんや、蓋し客歲總持寺の舉措は、偶然一時の失誤に出たる者ならん、而して官府また之を許さず、故に予は尙ほ總持寺を以て本末憲章に依導

せる本宗本山と爲し、次下永平寺及び總持寺の沿革を記する所あらんとす、讀者諒せよ、  
永平寺の越前國吉田郡志比谷村に在り、此地昔は波多野出雲守義重の所領たり、義重かつて深く我が高祖に歸依す、仍て彼村の深山に古寺の廢址あるを復興して高祖に寄附せんと請ふ、高祖曰く我が本師如淨和尚は宋國越州の人なり、其國異なりと雖も今越州と聞て愛慕に堪えず、況や其境閑寂深山幽趣ありと云ふに於てをやと、則ち喜て之を諾し寛元元年七月十六日を以て山城の興聖寺を發し、義重と俱ニ此に赴き先づ吉峯に庵居し尋て禪師峯に遷る、翌年伽藍を造營し七月十八日開堂して大佛寺と名く、蓋し義重の法名に取ると云ふ、四年六月大佛寺を改めて永平寺と稱す、蓋し

佛法初めて支那に入れる後漢明帝の年號に取ると云ふ、寶治二年山號を定めて吉祥山と曰ふ、建長五年高祖京都に病を養ふに及ひて、二祖代りて住持と爲る、一住十五年文永四年を以て三祖に讓る、九年三祖退隱して義演之に代る之を第四世と爲す、第五世義雲住持たるに及て門風大に興る、義雲歿して亦た振はす、六世曇希、七世以一、八世喜純、皆寂莫の中、祖廟を守護するのみ、時に總持寺二世藏山紹碩、高齡九十歳、特、祖山、詣して靈塔を拜し、塔銘を書して之を石に勒す、其結文、曰く、嗚呼世尊の正法眼、扶桑獨り赫々たる者、實、元和尚傑出の故なり、故、兒孫深く永平の禪味を甘ない、各自法乳の恩を知りて、而して長へに應に祖山の光榮を憶ふへし、若し眞跡をして荒蕪に著かしむるに於ては永平

の兒孫に非ず、菩薩子勤めよ」と藏に知恩の至言と謂ふへし、是、於てか間々又祖山を顧念する者あり、九世宗吾住持たるに及て、檀越波多野氏上京の因み奏請する所あり、後圓融天皇應安五年勅して出世道場に補任せらる、十世永智、十一世祖機、十二世了鑑、十三世建綱、十四世建斯、斯師嘗て高祖の行實を録して世に示す、後來之を名けて建斯記と曰ふ、當時祖山の衰微復た甚たし、周防龍文寺器之爲璠登山して祖塔を拜し、歎嗟して偈を述へて曰く、吾祖自、從、戢、化、權、宗、風、墜、地、百餘年、兒孫無、復、英、靈、漢、誰、把、靈、膠、續、斷、絃、器、之、祖、山、興、復、の志甚た切なりと雖も果す能はず、其徒金岡用兼に遺囑して寂す、器之寂して僅に五歳、文明五年堂塔皆兵火に罹り出世道場の勅書亦た焼失す、是に於て篤志の諸老相謀り、備中洞

松寺茂林芝繁を推して其再興の任に當らしむ、長享元年芝繁寂す、上野雙林寺曇英慧應、諸方の推擢に依て其業を繼ぐ、藝州洞雲寺金岡用兼其祖器之の遺命を思ひ、之に與かりて功あり、朝廷曇英慧應に勅して紫衣及び寶光智證禪師の號を賜ふ、是より祖山漸く隆盛の兆あり、十五世光周、十六世宗縁、十七世以貫、貫師の時に當りて總持寺支坊惠眼寺某と云へる者、永平寺は元來高祖山居の地、況や其出世道場の勅書を燒失すること久し、故に彼寺に就て出世す可らすと主唱す、貫師已むことを得ず更々奏請して出世道場の勅書を賜ふ、時に天文八年十月七日なり、十八世祚棟、十九世祚致、二十世門鶴、天正十九年十月廿二日、更に出世道場の勅宣を賜ふ、二十一世宗奕、徳川氏の鈞命を稟て住持と爲り、參内して特

に勅して大通智光禪師の號を賜ふ、且つ定めて以て恒例と爲す、元和元年永平寺法度を稟け曹洞宗總本山の規模を立つ、二十二世大説常智禪師祚天、二十三世佛山徳照禪師秀察、二十四世日照孤峯禪師龍札、二十五世鉄面痴頑禪師良頓、二十六世萬斛大鍾禪師良義、二十七世萬照高國禪師英峻、峻師鈞命を稟て總寧寺より祖山に昇住す、而して爾後必ず關三刹(關三刹の事は後編よ之を記す)より昇住するの例と爲る、二十八世普照北洲禪師門渚、二十九世大覺佛海禪師御洲、寛文元年九月越前國守松平光通、永平寺領五十石を寄附す、三十世慧輪永明禪師光紹、延寶四年三月越前國守松平昌親、寺領二十石を加へ合せて七十石と爲す、三十一世芳山月洲禪師尊海、三十二世因光大了禪師愚門、三十三世覺海智圓禪師

山陰、三十四世大仙國光禪師高郁、三十五世應安萬圓禪師晃  
 全、三十六世大證無得禪師本祝、三十七世本然圓明禪師天榮、  
 三十八世清了大安禪師嚴柳、三十九世太清撫國禪師承天、四  
 十世圓成實性禪師喝玄、四十一世圓滿覺性禪師雄禪、四十二  
 世大智慧光禪師江寂、四十三世廓然大行禪師央元、四十四世  
 正法保國禪師越宗、四十五世大瑠慧鏡禪師湛海、四十六世眞  
 空妙有禪師良順、四十七世金毛全威禪師董元、四十八世佛鏡  
 護國禪師台明、四十九世圓觀正覺禪師國元、五十世洞宗宏振  
 禪師玄透、是より先き總持寺は幕府を詐はり、峨山下の僧は  
 永平寺に於て出世すへからすと云ふの公帖を受く、永平寺  
 之を控訴して數年を経過す、透師住するに及て始めて舊に  
 復することを得たり、又小清規を著はして法式の積弊を正し、

關下に上奏して勅願所禱の御撫物を降請す、且つ立て以て  
 毎歳の例と爲す、時に享和元年なり、五十一世惠源、五十二世  
 廣壽妙濟禪師宣峯、五十三世照化理宗禪師爲戒、五十四世大  
 運法乘禪師元海、五十五世天臨高長禪師大因、五十六世雲居、  
 五十七世宏濟慈國禪師禹隣、五十八世道海、五十九世慈航眞  
 濟禪師觀禪、六十世大晃明覺師師臥雲、明治元年關三刺の宗  
 政執行を廢し、宗政は總本山よ於て一宗碩徳の公職を以て  
 之を定め、且つ學寮を設置すへき旨の官令を稟く、二年總持  
 寺の控訴よ因て去年の官令を廢し、又兩山未派互ひに轉住  
 することを禁せらる、四年四月更に兩山未派互ひに轉住す  
 ることを許さる、七月又令あり兩山百事書の如くならしむ、  
 九月諸寺の勅會勅願等總て之れを廢止せらる、故に本山の

御撫物等また止む、六十一世絶學天眞禪師環溪、師は山城興聖寺より昇住す、従前關三刹より昇住するの例是れに至りて止む、明治五年三月官諭を依て兩山盟約成る、七年東京に出張所を置く、八年十一月一宗公議會を東京に開く其議目の一として自今本山住職は一宗の公撰を以て之を定むべきことと決す、十一年八月僧堂を開く、十二年祖廟回祿、十四年祖廟再建成る、六十二世圓應道鑑禪師雪鴻、一宗の公撰を依て本山に住職たるは師を以て藹矢と爲す、六十三世眞晃斷際禪師琢宗、大に諸堂を修理し且つ道路を開鑿して寺境爲めに一新す、六十四世悟由、官制改革に依て舊慣一變し未だ禪師號宣下に及ばず、

總持寺の能登國鳳至郡櫛比村に在り、昔の行基菩薩の開創

にして諸嶽院と稱す、教乘弘通の道場なり、元享元年四月院主定賢律師夢ひらく、大士毫光を放ち來りて曰く汝知らずや釋迦牟尼佛第五十四世の善知識あり、本國酒井の洞谷山に出世し、大に法門を開く、汝此寺を以て彼師を譲り與へん、位を官寺と陞けて永く佛法繁興の勝場たらんと、言ひ訖りて見えす、又太祖一夜永光寺に在りて夢ひらく、菩薩現前して一處の寺址を舉て師に與へんと言ひ、引て山門に至る、時に入門の語あり曰く總持の一門八字に打開すと、覺めて之を奇とす、其後太祖事に因て櫛比に至る、定賢律師喜ひ迎へて告る、夢みる所を以てす、而して太祖も亦た夢を説く、夢と夢と相符ふ、律師驚喜して院を太祖に譲る、太祖乃ち入院す、寺を總持と名けて夢中入門の語を記し、山を諸嶽と號して



舊院の稱を存す、是れ實に本山開創の緣由なりとす、相傳ふ此年八月後醍醐天皇十種の疑問を設けて諸師に質す、然るに太祖の奏對尤も旨よ稱ふ、且つ翌年皇后懷妊あり産期に臨みて甚た艱む、因て遙かに諸嶽山の放光菩薩に祈る、宮中忽ち靈徵ありて分娩恙なきことを得たり、是に於て寺を官寺に列し且つ賜紫出世の道場たるへき勅宣を賜はり、又藤原行房に命じて寺額を書せしめ之を賜ふ、太祖此に居ると僅よ四年、正中元年七月寺を法嗣峨山紹碩よ附して永光寺よ還る、是より先き太祖自ら龜鑑十則を書して門下に示す、其一よ曰く當寺の本より檀越なし、まさに托鉢行乞して以て住持行道すへし、皇詔一たひ降るに追ひて朝家の功德所と爲る、是より山中稍々に瞻ひ足る、予か嗣法門人、今より

百千年の後よ到るまで、當山を仰きて本寺と爲し輪流住持して以て寶祚長久を祈り奉るへし」と、是れ其總持寺は爾來別よ獨住の人を置かず、輪番住持と爲りたるの基因なり、其二に曰く當寺は吾宗の第三刹たりと雖も、仰て勅諭よ仗て宗門瑞世の道場と爲る、傳法の門人等他時異日當寺の規矩を遵守すへし、其三に曰く當寺はもと教院たり、然れども定賢律師の懇請よ因て、教を革めて禪と爲す、故よ定賢律師を升けて當山の開基と爲し、靈位を設け香花を供し永く廢弛すること勿れ、其三に曰く師資傳法は宗門の第一義なり、匪人を許可して猥りよ付法すること勿れ、法門の窟窿此事の舉措よ在り、其四に曰く予の門弟子は名利を離れ頭陀を行し、戒律を專持し三寶を敬重し、佛制に違はずして參禪學道

すへし、其五又曰く、蹈曲の心を以て人家の男女を魔魅すへからず、且つ世出世に諍論を構ふへからず、是等の訓誡皆總持寺萬世の龜鑑として、太祖の兒孫と稱する者の俱く遵守すへき所なりとす、第二世峨山紹碩、能登羽喰の人、十六歳叙山又出家し、二十三歳太祖に依止す、二十七歳大悟、三十二歳三韓に遊ひ元國に入る、既にして歸朝して總持寺守成の任に當る時年五十、一住十七年、興國元年永光寺に遷り、幾くはくも無く又總持寺又還る、正平九年十月後村上天皇皇圖長久を祈り奉るへき旨の勅宣を賜ふ、貞治二年再ひ永光寺に住し又幾はくも無く總持寺に還る、三年總持寺住持職の門人中其嗣法の次第を守り輪住すへき旨を書示す、四年十月廿日寂す、嗚呼峨山和尚の總持寺に住持たる前後四十年、能

く師翁に稟けて之を見孫に貽す、但惜ひ其遺著なる宏智小參注脚、及び拈古頌古法語等甚た多しと稱すれども、今悉く之を見ること能はざるを、其法を嗣く者三十餘人あり、其中に抜群の者五人、世に之を五哲と稱す、即ち太源通幻無端實峯大徹是れなり、皆て正平六年各々一院を本山の境内に建て、以て祖廟を守る之を五院と曰ふ、即ち普藏院妙高庵洞川庵傳法庵如意庵是れなり、峨山和尚寂するに及て五人順次又輪番住職し、太源は建徳二年又寂し、通幻は元中八年、無端は元中四年、實峯は應永十二年、大徹は應永十五年に寂す、爾後五哲の法嗣法孫滿一年を期限として、五院の輪番を勤む、五院輪住の人、亦た更に一年を五期に分ちて、總持寺に輪住す之を現方丈と稱す、眞に本山の住持職として法柄を執

り紫衣を着するの任に當る者是れなり、抑も輪番の法たる其初め太祖の龜鑑よ於て「予か嗣法門人輪流住持云々」と云ひ、又峨山和尚の遺書も「紹碩法嗣の中器用の仁を撰ひて住持に補すへし」と有り、其後通幻實峯大徹三師か永徳年間も示す所も亦た「未代孫弟子中に於て云々」と云ふ、皆其人よ就て之を定め、決して寺院に關するの法には非さりしなり、然れども其本山現住たる者は必らず五院より輪番すへしと定むるに至りては、其五院に輪住する者も亦た自づから寺よ依て人に依らざるの慣習を生せざるを得ず、是に於て輪番候補の寺院定まる、既に寺よ依て人に依らず、其寺にして其人を得ざるも遣へば、便ち五院に其人を得ず、五院其人を得されば本山よ適任の住持あきよ至る、其れ然り天下數百

の輪番候補寺院、常に其人を得ること難し、故も本山多く其人を得ること難し、況んや數十年よして一回其番も當る、而して其現方丈たること僅に七十餘日のみなるに於てをや、是よ於て山中一切の機務皆其山中常在の執事者ありて之を處辨す、之を名けて役局と曰ふ、役局は常に主權を執り、而して住持は還て賓客の地に立つ、彼の北條氏と鎌倉將軍との關係以て之に比すへきのみ、然り而して其役局なる者は皆無嗣法の平僧にして、未だ嘗て直指單傳の祖道如何を解得せざる者のみなれば、本山の道義衰へさらんと欲するも復た得へからざるなり、遂に太祖及峨山和尚の法身舍利たる、傳光錄、坐禪用心記、清規、宏智小參注脚等の遺著の如き皆埋没して所在を知らず、只専ら後醍醐後村上兩朝の勅宣を

術弄して、自他の世榮を能事とし、因循經過すること百七八十年、復た一事の史籍に上るへき者なし、天文年間に至り一宗僧侶轉衣出世の事に因て、永平寺と紛議を生し、九年二月自今永平寺に於て出世を停止せらるへき旨の勅宣を賜ふ、是より兩山の間諍論絶ゆること無し、元龜元年諸堂兵火に罹り、歷朝の勅宣も亦焼失す、天正十七年後陽成天皇、總持寺は曹洞の本寺たるに依て出世の地に補せらるへき旨の勅宣を賜ふ、元和元年徳川氏總持寺法度を興ふ、又國守前田氏總持寺條目を定む、寛永四年永平寺昨天大中寺松蔭、出世轉衣の事と就て謀擧あり、總持寺之を告訴して、六年六月昨天松薫遠竄せらる、仍て五院輪住の者全國を巡回説諭す、又五院評決して曹洞宗法度を定む、正保二年後光明天皇、總持寺

晉て七十六年前焼失したる所の勅宣相違なき旨の勅宣を賜ふ、明暦三年國守前田氏總持寺寺領四百石を寄附し、且つ總持寺條目を改め定む、元祿年間元山等嗣法の弊亂を矯正するの時又當り、本山輪番越中瑞龍寺中央山、與かりて大よ力あり、其十六年官裁を得るに及びて、十月二十日五院及び芳春院寶圓寺連署して、洞門龜鑑二十則を定む、其一專ら永平家訓登山清規に據るへき事、其二近世寺院競ふて本末を論し動もすれば勢利を諍ふ、僧録を勞し官府を煩はす者洞家最も多しと爲す、法門の耻辱清世の奸邪、罪之より大なるは莫し、乃祖の宗風を滅却せしむる者此輩の所爲なり、宜しく慚愧を知るへしと云る事、其三出世轉衣に臘次を守るへき事、其四嗣法必らず面授を要すへき事、其五必らず一師印證

たるへき事、其六授戒の正儀を守るへき事、其七血脈大事重  
 授の事、其八嗣續其人を撰ふへき事、其九及十十一寺院住職  
 及輪番の撰定及勤務を慎むへき事、其十二及十三佛經祖錄  
 の講究を勤むへき事、其十四孝順を勵むへき事、其十五高祖  
 の正法眼藏を參究すへき事、其十六參師問法坐禪辨道を專  
 らにすへき事、其十七及十八師弟和合護法資治の念を勵す  
 へき事、其十九永平寺は高祖道元古佛久住行道之勝境、而し  
 て靈塔存す、實に日域洞水の淵源たり、千派萬派永平に出さ  
 るゝ無し、苟くも其苗裔たる者一回當ふ登臨して祖塔を拜  
 瞻し厚本の行を作すへき事、其二十總持寺は洞門出世祝聖  
 第一の道場、後醍醐天皇及び歴朝宸翰を賜ふの勝地なり、今  
 曹洞の寺院溝に充ち谿に塞る者及び席を永平よ蓋す者、皆

是れ總持の門流なり、永平若し登職の二大士を得ずんば門  
 風恐らくは地を拂はん、各々應に靈蹤を訪ふて二尊の眞儀  
 を拜し覆蔭の徳に酬ふへき事、以上其文甚た長し今其要を  
 約言するのみ、蓋し太祖及び二世示寂の後、總持寺の衆評に  
 依て範を後昆に垂れ、而して其文献徴するに足る者、未だ嘗  
 て是の如く公平無私よして、且つ護法扶宗の念切なるはあ  
 らず、抑も亦た央山其人の致す所なるへし、煩を厭はす之を  
 特記する所以なり、爾後八十餘年間無事經過、天明八年峨山  
 下の僧侶は必らず總持寺に於て出世轉衣せしむへき旨の  
 公貼を徳川氏に稟け、之を一宗峨山下の寺院よ布告す、永平  
 寺關三刹之を拒みて幕府に訴ふ、九年を経て寛政八年官裁  
 あり、舊の如く兩山出世其人の志よ隨はしむ、享和元年永平

寺玄透小清規を著はし、普く之を一宗に遵行せしめんとす、本山及大乘寺等之を拒む、嘉永三年永平寺臥雲従前慣用の袈裟を改めて古式の物と爲し、普く之を一宗に依用せしめんとす、本山及大乘寺等又之を拒む、訴訟十二年を経て文久元年七月の官裁、遂に各自の志望に一任すへき事に決す、明治元年永平寺を總本山として宗政を統轄し學寮を設立し、且つ總持寺の輪番を廢して獨住と爲し、而して總持寺より永平寺へ昇住すへき旨の官令あり、本山之を拒む、二年去年の官令を廢止し、兩山故の如く而して其末派互に轉住することを禁せらる、三年四月更に前兩年二回の官令皆之を廢止し、百事徳川氏の法度に依らしめらる、然るに本山既に輪番を廢して獨住と爲すの準備既に成れり、且つ従前輪番候

補の諸寺院概ね寺祿を失ひ外護も離れ、舊の如く輪番を勤務するの資力なきを以て、更も官府も請願して獨住の一事は之を舉行せんと欲せり、官之を聽許し七月加賀天徳院奕堂其撰り當りて晋山す、之を獨住第一世と爲す、勅して特に弘濟慈徳禪師の號を賜ふ、蓋し總持寺住職として生前に徽號を賜ひ且つ參内謁見を賜ふ者、實に堂師を以て濫觴となす、五年三月官諭に基きて兩山盟約成る、八年一月五院を廢して其直末寺院を本山の直末に列す、十一年二月僧堂を開く、十二年二月再び兩山盟約を締結す、八月弘濟慈徳禪師寂す、十三年相模最乗寺楳仙、特撰に依て晋山す、之を獨住第一世と爲す、禪師號の裁可を得て、法雲普蓋禪師と號す、廿五年三月楳仙兩山盟約を破棄し、兩山分離を官府に請願す、官之

を許さず其願書を却下す、十月永平寺悟山兩山盟約第九條  
 によ據り、總持寺住職を退くべき旨を申告す、

### 第三章 出世道場

寺院に出世道場ある、中世以來亦た甚だ重要の一事と爲れり、而して其出世道場たること、其本山たるを否と云拘はらず、必らず勅命に依て其資格を得たる者なり、世人或は誤りて本山と出世道場とを混同する者ありと雖も、若し果して本山と出世道場と終始同一なる者とせし、出世道場たることを廢止せらるゝの時、其本山たるの性格も亦た俱に之を失なはざるを得ざるに至らん、而るに今の全く然らず、出世道場の皆之を廢止せられたりと雖も、其本山たるの尙は依然として舊の如し、其混同すへからざるや誠に明確なり

とす、蓋し出世の言たる、謂ゆる世間を出離するの義に非ずして、却て世上に出頭して榮譽を受くるの謂なり、而して其源の比叡山の出世役と云ふ者に出たる者の如し、按するに天台宗總本山比叡山延曆寺に於ては、一山衆徒の榮職とする所凡そ二種あり、一を世間役と曰ひ、一を出世役と曰ふ、而して其出世役なる者最も其名譽とする所なり、即ち望擲講、擬講、已講、新題者、古題者等の階級ありて勅會の法務に任し、擲てられて權僧正、少僧正、大僧正に累進す、之を出世役と稱するなり、然るに本宗の如きの固より僧位僧官に補任せざるを以て性格と爲すと雖も、世漸く澆季に屬し人心漫に爵位を貴ふの時に當りては、亦た化導の方便として世榮を望む者なきに非ず、是に於てか公卿相將等の執奏を得て、或

は紫衣を賜ひ師號を受け、或は謁見を賜ひ、勅宣を蒙る等の榮顯に與かる、之を名けて出世と稱すること亦た尙し、油小路大納言隆貞の僧官條目は禪宗出世の定義を明示して曰く、綸旨を賜ひ紫衣を着する之を出世と謂ふ、又曰く曹洞宗の出世を望む僧徒は、總本寺より舉狀を受け、木下道正取次よて職事に達し、出世を遂ぐと、是なり、我宗に出世の事あるに實に高祖に生まれり、抑も高祖元來出世を好まず、深く山林に遁れて唯其徳性を涵養したりと雖も、王氣ある處に必らず彩雲の横はるを如何せん、戒香のつから薫發して遙かに天關に達し、後嵯峨天皇深く高祖の道風を欽慕したまひ、建長二年天使特に永平寺に降りて紫衣を賜ふ、高祖固辭すれども勅宣の懇款なる敢て之れを

聽されず、高祖遂に拜して之れを受く、且つ偈を獻して、恩を謝して曰く、永平雖<sub>ニ</sub>谷<sub>ノ</sub>淺<sub>ト</sub>、勅命重<sub>ト</sub>重<sub>ト</sub>、却<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>猿<sub>ノ</sub>鶴<sub>ニ</sub>笑<sub>ハ</sub>、紫衣、一老翁<sub>ト</sub>、天皇敬覽して愈々加歎したまふと云ふ、是れ實に本宗に賜紫及び勅宣あるの濫觴なりとす、而して永平寺の出世道場たること是に於てか定まれり、其後三十三年を経て、高祖四世の法孫寒巖義尹、弘安元年を以て大慈寺を肥後川尻に建つ、義尹の後鳥羽天皇の皇子にして皇室と親縁あり、龜山天皇特に寵遇を垂れ、紫衣及び宸翰の寺額を賜ひ且つ寺を擧げて官寺に列せらる、之れを本宗第二の出世道場と爲す、又四十三年を経て、元享元年太祖總持寺を能登栴比に開く、翌年後醍醐天皇勅して寺を官寺に列し且つ賜紫出世の道場たるへき旨の勅宣を賜ふ、之れを本宗第三の出世道場と爲



す、而して初めより出世道場の名稱を得たるは之を以て噴矢と爲す、然れども未だ嘗て直に紫衣其物を賜はりしには非ざるなり、而して前の永平寺及び大慈寺は、直に紫衣其物を賜はりて未だ出世道場の名稱あらず、蓋し彼は先づ其實を擧げ、此は先づ其名を得たる者歟、是より先き九年太祖永光寺を同國酒井と建つ、嫡嗣明峯素哲其第二世と爲る、後醍醐天皇元弘二年六軍を發して鎌倉を討伐したまふや、大塔宮護良親王、諸宗高德の沙門に令旨を降して皇圖鞏固を禱らしめたまふ、時に明峯も亦た其撰に與かる、天皇之を聞て大に悦び、同國若部の堡を寄附して永光寺の寺産と充て、且つ之を勅願道場と爲さしむ、是れ永光寺の本宗第四の出世道場たる所以なり、其後十餘年太祖の法孫無庭良師、正法寺

を陸奥黒石と開く、觀應元年に至り崇光天皇勅して官寺に列す、之を本宗第五の出世道場と爲す、此他下野泉溪寺、日向長善寺、越前松隱寺、長門太寧寺、薩摩福昌寺等、皆往時出世することを得たる道場なるとは、其事蹟證左頗る多しと雖も、今其紀原沿革を徵するの文献を失す、故に敢て之を録せず、本宗往時出世道場の多き其れ是の如し、然るに徳川氏勅興して天下を一統し、諸宗の條目を定め諸寺の格例を正すや、唯永平總持兩刹を以て曹洞一宗の出世道場と定め、元和元年兩山に法度を附與して出世の規格を示し、其他大慈永光諸寺の如きは皆其出世を停止せしめたり、乃ち一宗僧侶の出世を望む者、其門流の何れに屬するを問はず、或は永平、或は總持、其志趣に任せて兩山の中其一の擧狀を得て上京し、

勅宣を蒙りて出世を遂ぐるの外、また他途なきに至れり、是に於てか兩山も於て互ひに競ふて出世僧を待つつの弊風を増長し、遂に之か爲めに宗門の紛擾數十百年に涉り、其底止する所を知らざるに至る誠に歎すへきの極に非ずや、抑も是より先き足利氏の末世に當り、天文年間總持寺役局惠眼寺某と云へる者、周防も往き大内氏も齎録して、其領國(當時大内氏の所領數箇國も涉れり)僧侶の出世を望む者、悉く總持寺に到りて一人も永平寺に往かざらしめんことを謀る、時に同國龍文寺主以爲らく凡そ曹洞一宗の僧侶誰れか復た永平高祖の法孫ならざらん、而して永平寺の出世道場たる亦た久し、然るも今是の如く言ふ者徳義も背くこと甚たしと、乃ち書を裁して之を永平寺現住以貫に告ぐ、以貫喫

驚して其匪舉を防ぐ、是れ實に兩山出世紛擾の證據なりとす、然れども當時出世を望むの僧未だ甚た多からず、且つ大慈永光諸山に詣る者亦た少なからざるを以て、兩山出世の者誠も寡數なりとす、然るに元和以後唯兩山のみと爲るに及ては、其數遽かも増加したるを以て、兩山の競争亦た益々激烈を加へ、中に就く寛永の事は永平寺の匪舉もして天明の事は總持寺の詐謀も出つ、嗚呼道義全く地を拂ふて唯利欲是れ貪はる、豈慨歎に堪ゆへけんや、舊記を按するに永平大慈永光等の諸刹は其出世僧に世代を附せざるか故に其僧數如何を知るに由なし(兩山の如きは住山記と稱する名簿ありと雖も、中世以後の者のみにして、舊簿は俱に燒失して存せず)唯總持寺は世代を附するか故も能く其出世僧の

員數を詳かにすることを得るなり、乃ち元亨二年初めて出世道場たりしより、三百十二年を経て寛永五年に至り、常陸長命寺長怡の出世を以て第三千百五十四世なりとす、則ち一箇年平均僅く十一人餘り過ぎず、然るに更く百六十二年を経て寛政元年に至り、江戸宗清寺出世の世代は忽ち第二萬九千七百三十三世と附記せり、此一箇年平均實に百六十四人にして、即ち寛永以前の平均數に十五倍することを得たり、永平寺も亦た之に準知することを得へし、而して凡そ一人の出世僧あれば必らず金若干を其出世道場へ納む、之を稱して官金と謂ふ、近世の例を以て之を見るより一人の官金僅く五圓に過ぎず、設ひ一年三百人の出世僧來るとするも、僅く一千五百圓の不淨財のみ、此僅少の不淨財を獲取せ

んと欲するか爲めに、祖訓に背き道義を忘れ、辭論を逞しうして官民を煩らはす、何の宗旨か之れ有らん、何の禪意か之れ有らん、祖道頽敗せざらんと欲するも、得へけんや、古來出世の事に關し、勅宣を兩山に賜はれること數回、實に歴朝叡信の篤きよ出る者、緇素臣民の長なへに感戴する所なり、中に就く本宗僧侶の出世の、甚だ他宗他門に異なる者、大凡二大特例あり、一は元和以來永平寺現住職の出世よし、一は諸寺院總て其寺號を以て勅宣を蒙ることを得る是なり、蓋し諸宗概ね賜紫參内の例ありと雖も、生前に特に勅代必らず生前に勅して禪師の號を賜ひ、尋て參内して賜見を賜ふ、是れ南禪妙心五山等にも亦た之なき所、即ち絶て他

に比類なきの一大特例ありとす、次に一般僧侶の出世の如き概ね便宜を圖りて其式を略したりしと雖も、若し其本式を言はば、嗣法了畢して更に五年を経過し、一寺に住職たるの僧侶、出世の望あるとき其嗣法の本師或は其本寺(本山に非ず)或は僧録司の推舉狀を受け、一宗の出世道場たる永平總持兩山の中其一に登る、出世道場の役司其推舉狀及び爾餘の顛末を審査して、之を其寺の西堂位(實位)に安排し、初めて色衣(黒色に非ざる袈裟)を着せしむ、之を轉衣と謂ふ、乃ち永平寺の現住、總持寺の五院輪住人、執奏を職事勤修寺氏に囑托するの書翰を作りて出世僧に附す、出世僧之を携帶して京都木下道正庵に到り、庵主の紹介を以て彼の書翰を勤修寺氏に呈す、勤修寺氏之を朝廷に執奏して勅宣の

降るを待つ、既にして勅宣を賜ふ、其文例に曰く「永平寺住持職之事、應勅請宜奉祈天下泰平實祚長久者、依天氣執達如件、年月日、左大辨顯允、青松寺元峯和尚禪室、出世僧之を拜持して出世道場に還る、即ち勅請に應じて永平寺住持職たることを得たる者なるを以て、紫衣を着して晋山開法の儀式を行なふ、此日實に其寺の住持職たる主位に就くなり、之を俗に稱して一夜住職と謂ふ、翌日下山して自己本住の各寺に還る、既して各寺に還れば復た永平寺等の住持職に非されども、一旦勅請に應じて永平等に住したる身なるを以て、奉勅前永平兼住何寺第何世某大和尚と稱し、紫衣を着して天下泰平實祚長久を祈り奉ることを得るなり、殊に勅宣に各寺の寺號を書して、青松寺もしくは吉群寺等と公署したま

へるか故に、各寺皆賜紫奉勅の資格を有するを以て、宗門第一の嚴儀たる祝國開堂の式の如きも各寺皆其勅宣を捧讀して之を舉行することを得る、是れ決して他門の無き所にして實に本宗特有の一大異例なりしなり、然れども徳川氏元和の條目を定むるに及て、紫衣の僧甚た多きに過ぎ、却て宗門の神聖を汚瀆するを歎き、永平總持兩山現住を除くの外は、紫衣黃衣を着すへからすと定め、且つ祝國開堂の如きも、一宗の嚴儀たるを以て、貴寺寒院みたりよ之を行なふことを許さるに至れり、

本宗出世の特例、實に教旨の重き寵遇の篤き、誠には是の如き者ありと雖も、時勢の變遷決して之を永存せしむることを許さず、明治維新の後に及て、朝廷忽ち一令を發し従前諸宗

の官寺勅願所出世道場門跡等、皆悉く之を廢止せられたり、嗚呼地に依て立つ者の亦た地に依て倒るゝを如何せん、歴朝數回の勅宣も徳川氏の法度條目も、是に於てか總て往事の史料たるに過ぎず、復た何の効力か之れ有らんや、

按するに高祖嘗つて深く天童師翁の訓誡を服膺して、跡を山林幽谷よ晦まし、絶て國王大臣に親近せず、太祖亦た其家風を繼承して、脚に都城の地を踏まず、目に輦輿の影を見ること無かりしと雖も、不幸よして後嵯峨後醍醐兩朝の綸命を遁るゝの道なく、枉けて出世の端緒を開きしより、以來、澆世の俗僧之を口實として頻りに出世を望む者多く、之か爲よ宗内の紛擾數百年の久きよ涉り、之か爲めに祖道殆んど泯滅して振はさるよ至る、設ひ時として

救世の方便たることを得ると雖も、蟻穴の爲めに百里の長堤を崩壊するの觀あり、嗚呼亦た悲しからずや、今や幸にして其弊源を杜絶せられたり、然れども尙ほ其餘弊屢々毒を法海に流す、兩祖大寂定中冀くの手を垂れて之を救助したまへ、

#### 第四章 法幢地

法幢とい開法を標示するの旗章、而して之を達することを得るの資格ある寺院を名けて法幢地と謂ふなり、法幢地は三種あり曰く常恒會地、曰く片法幢地、曰く隨意會地、蓋し佛教に結制安居の法あるの諸宗皆然り、結制安居とい毎年四月中旬より七月中旬に至る九旬の間、四方は偏參歴遊せる僧徒各々適宜の一寺院に集り、制約を締結して安穩に居住

するの謂なり、其時期夏季に屬するを以て、之を夏安居と謂ひ又單に結制と稱し或は江湖會と名く、中世以後更に十月中旬より翌年正月中旬に至る九旬間の安居を爲して之を冬安居と名く、其何の時に始まりしやを知らずと雖も、高祖太祖の古儀に非ず、高祖曰く梵網經中に冬安居あれども其法傳はらず、九夏安居の法のみ傳はれり、正傳まのあたり五十一世なりと、而して太祖の清規年分行事中も、唯夏安居の規律のみ有りて冬安居の法なし、知るへし冬安居の兩祖の古儀も非ざることを、然りと雖も中世以來夏安居の規律を應用して以て冬安居を結ぶ、其證觴は正に梵網經中に明文あり、設ひ正傳の古儀に非ざるも誠に美事なり、是に於て本宗の寺院、毎歲夏冬兩安居を行なふ者之を常恒會と謂

ふ、夏冬の中其一を行なふ者之を片法幢と謂ふ、或は隔年、或は五七年に一回安居結制する者之を隨意會と謂ふ、皆總本山永平寺の許狀を禀て始めて其資格を有することを得るなり、但加賀の寶圓寺及び瑞龍寺天徳院の常恒會許狀は、國守前田氏特別の請求より依り、幕府寺社奉行の評定を経て、總持寺より之を附與せりと云ふ、然れども總持寺の當時輪番住職にして而かも其任期僅かに七十餘日過ぎされり、九旬禁足の結制を行なふことを得ず、故に總持寺の古來常恒法幢の地は非ず、常恒法幢の地は非ずして、常恒法幢の許狀を他に附與す、實に其特例なるを知るへし、遂に享保十三年に至り新たに常恒會たることを禁せらるゝに至れり、然るに近來新たに法幢地たることを得たる者甚た多く、往時の

嚴格に似すと雖も、尙は本宗寺院現在一萬四千箇寺中、其常恒會地たる者二百箇寺、片法幢地たる者八十二箇寺、隨意會地たる者百六十六箇寺、都計四百四十八箇寺に過ぎず、結制安居の法、經律の洪範、諸宗の典例、其依據する所頗る多しと雖も、本宗の正傳は高祖及び太祖の教誥、誠は緝密なる者ありて存す、蓋し按するに四條天皇の嘉禎元年、高祖山城の興聖寺に在り、其夏始めて夏安居を結ぶ是れ實に我日本安居法を舉行したるの濫觴なりとす、相傳ふ是より先き寛喜三年高祖深帥の庵室に在りて安居法を撰述せられたりと、然れども今は亡失して傳はらず、而して今傳ふる所の者は、寛元三年夏安居の際、越前大佛寺に於て撰述せらるゝ所、載て正法眼藏第七十八卷に在り、而して之より次く者は元亨四

年太祖能登永光寺に於て撰する所の清規是れなり、蓋し太祖の撰は概ね高祖の撰を祖述したる者にして、其儀式に係る所の如きは殊に高祖の古儀を慕倣せられたり、今其一例を言はゞ四月十五日夏安居の最初に於て、安居衆僧の戒臘牌を作る、太祖其圖式を示して曰く「戒臘牌寸法、隨處雖不定、當寺不<sub>レ</sub>大不<sub>レ</sub>小、聊慕<sub>二</sub>永平之牌<sub>一</sub>」、是の如きの細事すら尙は且つ然り、況んや更に之より重要なる者も於てをや、

按するに我國初めて夏安居の名を聞きたるは、天武天皇の十四年僧尼を宮中に請して夏安居せしめたるを濫觴とし、持統天皇四年五月復た禁裡に於て安居講説せしめられたる者之に次ぐ、其後諸宗諸寺院往々之を行なふことありと雖も、我か祖師門下の結制安居の實に高祖の正

傳も始まれり、而して徳川氏の治を受るも及て其法幾んど一變し、延て今日も及ては愈々其變態を極めたる者の如し、原ぬるに夫れ印度は世界稀有の熱國なり、而して夏時甚た降雨多<sub>く</sub>遊方行脚して師を尋ね法を問ふに便ならず、故に夏熱多雨の期節に當りては、十方遍參の僧徒皆必らず適應の地に錫を掛けて此に安居せざるを得ざる、天然の氣候然らざる所、復た免かるへからざる者なりとす、南山曰く形心靜攝を安と曰ひ、要期止住を居と曰ふと、明<sub>レ</sub>了論<sub>二</sub>曰く五過なき處も安居することを得と、五過とは、甚た聚落も遠きと、甚た聚落に近きと、虫蟻多き處と、師なき處と、施主なき處となり、此五過ある者の安居すへからすと云ふ、要するも安穩に夏期を經過し得へき地



に住居きて、遊方行脚すへからすと謂ふに在るなり、然り而して此制一たひ成りてより後は、凡そ佛弟子たる者の年齢を算するに、必らず夏安居の経過を以てするの一法おこれり、之を名けて夏臘と曰ふ、臘といふ歳末の謂なり、乃ち佛弟子の九旬安居を以て法歳と爲し、法歳圓滿の日を以て法臘を受く是れ又安居に依て生する所の一大要點なりとす、然るに後世に至るに及ては其結制安居する否とを問はず、只世俗普通の年月を以て僧臘を算し、甚きは唐の則天武后の朝に、道士杜乂が出家して僧と爲れるを嘉みし、勅して之を三十夏を賜ふと云ふに至る、夏臘豈王公の賜ふべき者ならんや、然れども當時尙は夏臘を以て僧の長幼を算し、其坐次を定むるの風儀ありしを以て、

杜乂が新に僧となり少年雜僧の下位に就かざるを得ざるを感れみ、之を三十夏以上の位次を賜ひたる者、聊か古習の存するを見るに足れり、然るに我國徳川氏以後及び今時の制に至りては、佛弟子必須の結制安居を行なふよ嚴重なる制限ありて、假令五過なき處を得て此に安居せんと欲するも、遽に要期結制すること能はず、且つ其夏臘の如きも只其名ありて其實殆んど無し、抑も本宗に在ては梵網の佛制に依て専ら戒臘を用ひ、夏臘を主とせざるか故に、其僧臘の如きは敢て夏安居の経過に拘はる可からずと雖も、其結制安居の法に於て、昔は必らず之を行はざるを得ざるの制にして、今は容易に之を行なふこと能はざるの制と爲る、古今の大變また一奇なりと謂はさ

る可けんや、

第五章 諸寺院

此又諸寺院と云ふは、永平總持兩本山を除き其他の大小寺院、總て稱して之を謂ふなり、而して謂ゆる諸寺院、之を兩本山に對しての總して未派と稱す、故に兩本山より之を指呼するときは、全國未派寺院と謂ふ、又各寺其兩本山に對して未派たるの外、更に各々本寺と稱する者あり、之に對しての未寺と謂ふ、抑も本山と云ひ本寺と云ふ、又未派と云ひ未寺と云ふ、固より文義は大異あるに非すと雖も、總して一宗の上に於て之を言ふときは、本山未派と謂ひ、別して各寺の下に於て之を言ふときは、本寺未寺と謂ふもの、本宗從來の慣例なり、必ず混同すべからざる者とす、蓋し本宗諸寺院往時

に在てり、其大寺巨刹の如きの各自割據獨立して他の拘束を受けず、其小寺寒院の如きの各自便宜の大寺巨刹に附屬して其指揮を仰ぎ、一宗七分八裂して統一する所あらざりしを、慶長元和の際徳川氏之を收攬して永平總持二大刹を以て一宗の兩本山と定め、爾餘の諸寺院の皆之に隸屬せしめたること、前章既よ之を詳記したる所の如し、初め徳川氏の之を收攬する方法たる、先づ各寺開山の法系を正さしめ、其法系の由て出る所の寺を以て其本寺と爲さしむ、其寺の大小遠近を論ずるを許さず、又何等の由緒來歴あるも之を拒むことを許さざりしなり、今其一例を示さば、駿河の林叟院開山賢仲繁哲は遠江石雲院崇芝性岱の法嗣なり、故に石雲院は林叟院の本寺と爲る、然るに其石雲院開山崇芝

性岱は備中洞松寺茂林芝繁の法嗣なり、故に石雲院は洞松寺の末寺と爲る、洞松寺開山茂林芝繁は遠江大洞院恕仲天閣の法嗣なり、故に大洞院は洞松寺の本寺なり、大洞院開山は能登普藏院太原宗具の法嗣なり、故に大洞院は普藏院の末寺なり、普藏院開山は同國總持寺峨山紹碩の法嗣なり、故に總持寺は普藏院の本寺と爲る、乃ち此法を以て其源流に溯はるときは、總持寺開山(即ち太祖)は加賀大乘寺徹通義价の法嗣なるを以て、總持寺は大乘寺の末寺ならざる可からず、大乘寺開山は永平寺孤雲懷奘の法嗣なるを以て、固より永平寺は大乘寺の本寺なり、然れども永平寺開山(即ち高祖)は支那明州天童山景德寺長翁如淨の法嗣なりと雖も、天童山は我日本政府の法令を受くべきに非ざるを以て、永平寺

は眞に無本寺にして、我日本曹洞宗の總本寺なりとす、徳川氏の本宗諸寺院系統を定むること實に是の如く、唯其法流を溯原して毫も其寺の大小尊卑に拘はらず、故に荒廢せる小院よして堂々たる大山巨刹の本寺たる者あり、又之に反して朝廷幕府の貴重なる來歴ある靈場古跡も、寒貧洗ふか如き一村寺の末寺と爲れる者あり、蓋し法を重んじて寺に依らざる者、佛法の系統必らず是の如くならずんはあるべからざるなり、然るに唯總持寺は曾て大乘寺の末寺と爲らず、従前の割據を維持して無本寺と稱し、法流を問はずして寺格を振張する事を得たる者、實に徳川氏異常の特典と出ると雖も、抑も亦た當時の國守たりし前田中納言の威權情狀能く此に至らしめたるに由らすんべからず、世人或

の此特典を以て後醍醐天皇の勅宣甚だ重きと爲す者あり、抑も其重しと爲す所以の者、叡信の篤きに在りとするか、將た出世道場たりと云に在るか、當時出世道場の多き豈啻總持寺のみならんや、其叡信の如きに至りては、肥後大慈寺東洲至遼和尚の如き、後醍醐天皇勅して特に佛鑑禪師の號を賜ふこと、太祖の賜號に先つこと二十餘年前に在り實に本宗賜號の始めと爲す、況んや其寺曾て龜山天皇の勅宣を蒙りて官寺に列し且つ出世道場たること亦た總持寺に先たつ數十年なるに於てをや、然れども徳川氏の決して是等の由緒來歴を措て問はず、只其法流を正して大慈寺開山の永平寺三世徹通義价の法嗣なることを知り、強て令して永平寺の末寺たらしめたり、然るに今總持寺の之に異な

りて實に格外の特典を得たり、是れ豈比々類例多き一勅宣の効力なる者ならんや、故に今の唯其徳川氏の特典なりしと云ふことを記持すれば則ち可なり、凡そ本宗諸寺院、其末寺一字以上を有する者の、皆之を小本寺と稱す、而して小本寺に非されば法幢地たることを得ず、又小本寺の其末寺の住職を撰定し或は認定する等の權ありとす、輒近寺法條規(宗制第三號)住職任免規程(同第八號)遺書規定(同第九號)等を定めて其權利の在る所を明かすせり、然り而して末寺一字をも有せざる者は、之を法地と稱す、法地とは嗣法以上の僧侶住職して法務を行なふことを得るの寺院と云ふの意なり、其次を平僧地と謂ふ、無嗣法の平僧之に住し、本寺の法務よして平僧の行ひ得へき事項を助勤

する等其職分なりとす、従前總持寺の役局等即ち是なり、其次を堂庵と稱す、老僧勞侶の隠棲、若くは尼衆沙彌輩の居住する所とす、以上常恒會地より堂庵に至るまで、都て七級之を總稱して本宗の諸寺院と謂ふ、其總數明治廿六年の調査に依れば實に一萬四千〇十四箇寺なりと云ふ、

### 第五編 僧侶

#### 第一章 得度入衆

本宗に僧侶ある、最初は皆他宗僧侶の轉入し來れる者のみなり、即ち高祖二祖三祖寒巖等皆是なり、而して初めより本宗に於て得度せる者の之を史傳に徵することを得る者は、實に佛僧和尙を以て嚆矢と爲す、佛僧は近江の人、其母異夢を感して之を生ひ、弘長元年二祖孤雲禪師の法席に詣して

宿緣頓に啓發す、乃ち誓て度を求む、二祖之を奇とし祝髮して佛僧と名け左右に侍せしむと是なり、次を太祖とす、太祖十三歳初めて二祖の門下に投して祝髮得度したることば前編已に詳記したる所の如し、其後漸々其人多きよ至れるなる可し、

本宗出家得度の法は、四條天皇の嘉禎三年、高祖初めて出家授戒法を撰述せられたるを以て洪範と爲す、其後建長七年夏安居の際、出家功德一篇を著はして出家得度の功德廣大無邊なることを訓誨せらる、載せて正法眼藏第八十六卷に在り、須からく拜讀一過して以て真正出家の功德如何を知るへし、既に其法に依て得度し直よ菩薩戒を受け其血脈を帶ふ、之を稱して沙彌と謂ふ、即ち本宗僧侶の籍に入るの始

めとす、

得度の後、初めて結制安居の衆列に入る、之を入衆と名け其人を稱して上座と謂ふ、亦た本宗僧侶の必らず經歷せざるを得ざるの一階級なりとす、爾後五年若くは十年二十年、其機根に隨ひて遍參行脚し、師を尋ね法を求む、昔の諸方の大山巨刹其他有道の宗匠住職たるの寺院に於ては、必らず皆佛祖の清規を遵行して參禪辨道の門戸を張り、四來行脚の衆僧を接待して安居修證せしむ、之を名けて鐵林と曰ふ、乃ち遊方の雲衲水衆皆麻布黒色の法服を着し其他袈裟行李複子等の旅装悉く法式の在るありて、苟くも之を粗略よすることを許さず、其鐵林に詣りて其衆に加はらんことを請ふとき、必らず掛搭状と稱する誓書を納れ、眞の道の爲め

に來りて身命を惜まず、生殺與奪總へて其師の爲す所に一任すへき旨の約を結ぶに至る、其志操高潔、其行爲壯快、誠に大丈夫の氣象ありしなり、輒近是等の宗風はほとんど地を拂ひ、唯大中小の學林に於て内外の典籍を講究し、智解情量を以て宗乘を談論し、而して一生修學の事畢れりと爲す者滔々概ね然り、豈亦た慨歎の至りに堪ゆへけんや、

## 第二章 立身嗣續

立身又は立僧と稱す、昔は入衆の後必らず二十年以上の行脚修學を経されば立身することを許さず、是れ徳川氏法度の定むる所なり、輒近之を改めて五年以上と爲す、乃ち五年以上の修行を経たる者、結制安居の首座に任し、列衆に長として宗乘を擧揚す、其式を法問と謂ふ、而して九旬禁足圓成

することを得る、是れ則ち立身にして爾後其人を稱して首座と謂ひ、絹布黒色の法衣(直綴には紫色等の複衫を附す)を着することを得る、

本宗は首座の職あるは、嘉禎二年の冬高祖興聖寺に在るの日、二祖孤雲禪師を首座に任し、洞山麻三斤の公案を提唱せしめられたる、是れ實に其濫觴なりとす、然れども往時の首座は、頗る後世の首座に異なり、真に其衆に首たるの職に過ぎされは、其高德勝行の人の如きは、到處幾回も首座に任せらるゝを以て之を道譽と爲す者あり、且つ昔は未だ嘗て一回も首座に任せられたることあらざるも、嗣法相續に於て毫も支吾する所あらざりしなり、然るに今は全たく之に反し一生一回僧侶の經歷として之に任し、更に再たび之に

任することを許さず、且つ必らず一回此階級を経歴したる者も非されば、決して嗣法相續することを許さず、嗚呼其變遷も亦た甚たしからずや、

既に立身して首座と稱する者の、其機の投合する所の宗師に就て嗣法相續することを得るなり、既に嗣續し畢れり其人を稱して長老と謂ふ、實に本宗僧侶の階級中最第一の經歷なりとす、而して其嗣續の事の如きは已に第二編第四章に於て之を詳記せり、故も今復た之を贅せず、

### 第三章 住職轉衣

嗣續了畢の長老は、三法幢地及び色衣免許の寺院を除くの外、時と處とを問はず、何れの院にも皆住職たることを得る、是れ現時宗制の定むる所なり、抑も往昔住職交代の法、今考

ふへからず、而して其嗣續以上の長老に非されり一寺住職たることを得ざるは古今一轍なる者の如し、唯現時は得度入衆立身傳法の階級の外、更に大中小學林の學級に依て其學力を定むるの一法を附加す、又住職任命の法、徳川氏の時に在ては都て地方の情況に一任する者の如く、或は小本寺に於て直に之を命し、或は小本寺の推舉を以て録司之を命し、或は藩主都て之を任免したる等區々にして一ならず、維新以後は初め地方官より於て任免を掌とり、後に其宗管長之を掌管することと爲れり、

明治五年僧位僧官出世等の事、總へて之を廢止せられしより以來、唯兩本山に於て色衣(黒色に非ざる袈裟)着用を許可するの儀式を行なふ、之を轉衣と謂ふ、抑も昔の轉衣出世は

立身の後必らず五年を経過するに非されは(入衆以後二十五年以上)之を許さず、且つ必らず一寺住職たることを要す、是れ則ち徳川氏の定むる所なり、而して其儀式及び其人の資格の如きは前編已之を詳記せり、然るに今時の謂ゆる轉衣は頗る之に異なり、其一寺住職たると否とを問はず、凡そ嗣法以上の長老は皆之を爲すことを得へし、而して其未だ一寺住職たらずる者は固より其年時を限るゝ非すと雖も、既に一寺住職たる者は必らず爾後三年以内に轉衣すへき者とす、然り而して其儀式たる、嗣法の本師若くは小本寺又は宗務支局の推舉を得て、兩本山若しくは其東京出張所に詣り、賓位に就て轉衣の公帖を禀くるあり、爾後其人を稱して和尚と謂ひ、法幢地を除のく外、何れの寺院も住職す



るも亦た妨げなしと云ふ、是れ現今宗制の定むる所なり、

#### 第四章 結制

結制安居の宗門に於る其尤も重要な典なることは前編已に之を詳記せり、然るに今又此に擧る所の結制は、彼の法幢地に非ざる諸寺院に於て、本宗僧侶の最終階級として一會の結制安居を舉行するを謂ふなり、往時は入衆の後三十年を経されば法幢を建つへからすと云ふ、是れ徳川氏の規定する所なり、今は然らず一寺住職の後三年を過くれば即ち之を行ふことを得る者とす、而して其後更に七年を経れば復た再會を行ふことを許す、抑も未だ一たひも結制を舉行せざる者は、之を未法幢の人と稱し、決して法幢地住職たることを許さざるに至ては古今一揆なり、但昔は轉衣出世の

人は、袈裟直綴とも皆色衣を着して大和尚と稱することを得たれども、今の轉衣は唯袈裟を許して直綴を許さず、故に結制圓成の後に於て初めて色衣の直綴を着し、大和尚と稱して法幢地に住職することを得る、是れ現今宗制の定むる所なり、

結制安居の法、昔の唯高祖太祖の垂範を遵行して、九旬禁足連床同窓相互ひに坐禪辨道を策勵するのみ、然るも中世以來種々の法式格例を附加すること少なからず、今其一二を言は、昔の安居の初めよ於て第一日の住持より首座よ對して煎點の禮を設け、第二日の首座之を行ひ、第三日の書記、第四日の副寺、第五日知客等各々煎點の禮を擧げて、九旬同居の懇誼を通す、蓋し煎點と煎茶點湯の謂にして、互ひに

相招きて茶湯を供し、之を行ふに嚴肅として且つ甚だ懇親なる禮式を用ゐたる者なり(後世に茶道と稱し現も世間に行はる者全く此式を標準として而して轉化應用したる者なり)然るも中世以後の此煎點を爲すの日に於て、法問を行ふことと爲れり、乃ち第一日の住持の法問、第二日の首座、第三日の書記、第四日の副寺、第五日の知客、之を五則と稱し結制安居の初めに於て必らず之を行はざるを得ざるの法式と爲れり、蓋し法問の又法戰と謂ひ或は法座と稱す、他宗の謂ゆる論議堅義等の類にして、宗乘肝要の公案一則(この則字遂に五則の稱を起したるなり)を拈提し、大衆其義を討論して雌雄を決す、眞に宗門稀有の一大快事なり、又結制安居に於て其主盟たる住職の人を法幢師と稱し、其首座に任せ

られたる者の、生涯其法幢師と師とし事へ、他の受業得度の師及び嗣法相續の本師と併せて之を三師と稱するが如きの、古代に曾て聞かざる所の事なりとす、蓋し其法幢師たる者も首座たる者も、俱に本宗僧侶必要の階級と爲るも及て自づから之を重んずるの風習起り、遂は是の如き慣例と爲りたる者歟、亦た敢て惡慣例と謂ふへさにも非ざるなり、然るも全く之と相反し、罷參齋の驕奢、檢僧の尋大、打給の嚴格等惡慣例亦た甚だ多し、然れども今の悉く之を廢止せられたり、

昔の二會の結制も於て、必らず衆僧七十三人(法幢地の五十三人)以上の安居を要したりしか、今時の二十五人(法幢地の廿人)以上を得れば可なりとす、是れ亦た古今變遷の尤な

る者なり、

僧史を按するに下總結城乘國寺開山松庵宗榮は、文明年間結城持朝の歸崇を得て、門風大に振ふ、大衆常より二三千と稱し法式備さに擧る、我國の江湖會(即ち結制)是に於て魯變すと云ふ、此寺現より扁して江湖最初道場と題す、蓋し中世以後諸方の結制法式或の概ね之に倣ひて變遷する所あるに至れる歟、今之を詳かよするに由なし、

又按するに江戸青松寺瑞翁俊鷲法問の日、徳川家康たまたま之を聽聞して頗ふる崇信を加ふ、和尚の法嗣頭室伊天また家康の歸依篤く、屢々城中に於て法問を行ふ、遂に闕に奏して紫衣及普光禪師の號を賜ふに至る、其後慶長三年本宗の碩徳若干人を江戸城に招きて法戰せしむ、時より遠江可睡

齋士峯宋山をして之か上首たらしむ、家康親しく扇子を宋山に附與す、宋山扇子を拈起して諸師を指麾す、蓋し是等の因縁ますます法問をして徳川時代に發達せしめたるならん、而して現に法問の際必らず扇子を度與するの慣例今尙は存せるを見る、

## 第六編 宗政

### 第一章 古代

本宗宗政の歴史を考ふるに凡そ三期あり、開宗以後慶長以前を古代と謂ひ、慶長以後明治以前を中世と謂ひ、明治以來を今時と謂ふ、

古代宗政の事蹟、邈として今之を考ふへからず、蓋し高祖開宗以來數十年間、寺院僧侶甚た少し、故に唯專一に佛祖の清

規を遵行して、賓主和合し修學障礙なきことを得れば則ち足れり、未だ嘗て宗政と稱するか如き俗事あることを要せざりしなり、寺院僧侶漸く多く、世運ますます澆漓し、人心いよく危殆なるに及ては、獨り道義以て之を整理すへからざる者あり、是に於てか始めて制裁を他に求むるの必要ある、誠に萬々已むを得ざるの事なりとす、

按するに高祖六世の法孫通幻寂靈、應安三年細川頼之の請に應じて、青原山永澤寺を丹波に開く、後圓融天皇其道風を欽尚して、特に勅して天下の僧録たらしむ、是れ實に本宗に僧録あるの濫觴なりとす、然れども當時朝廷南北に分れ、且つ諸國割據の武將豪族未だ其歸する所を知らざる者亦た少なからず、是時よ當りて北朝天子の勅する

所、未だ決して天下に號令すること能はざるなり、其後後花園天皇の嘉吉年間、陸奥黒石の正法寺笑巖、慧忻、勅を蒙りて奥羽二州僧録の事を統ふ、又下總結城乘國寺松庵宋榮、文明年間後御土門天皇の勅を奉して僧綱と爲る、是等史上に著明なる者僅々二三に過ぎずと雖も、其實際を往時の事蹟に考ふる時は、薩摩の福昌寺、長門の太寧寺、肥前の玉林寺、尾張の正眼寺、越後の林泉寺、安房の延命寺等の如き、皆島津大内上杉里見等の武將、之を外護して其領國內の僧録たらしめたること明確なりとす、然れども遂に未だ嘗て之を統一したる者は有らざりしなり、世人或は誣者の欺誑を信して輒ち言はん、之を統一したる者は總持寺是ありと、何ぞ知らん當時割據せる武將豪族の眼中